

平成26年9月17日(水曜日)

(会議第5日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	小永正裕	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	下村勝幸
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	川村一秋	住民課長	金子富太
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	森下昌三
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	今西文明	会計管理者	矢野雅彦
教育長	坂本勝	教育次長	畦地和也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議事日程第5号

平成26年9月17日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議 事 の 経 過

平成 26 年 9 月 17 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従いまして議案審議を行いますので、よろしくお願い致します。

日程第 1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、西村將伸君。

3 番（西村將伸君）

おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき質問します。

今回 4 点の質問です。初めに水道事業についてですけれども、その運営とその施設管理の在り方、そういった状況をお聞きしたいと思います。

水道事業特別会計決算審査の意見書からも、事業の概要において水道事業は普及率も 98 パーセント、ほとんど全町に行き渡っております。まさにその利用率からしても全町民の命の水と、それを預かっている重要な事業であると言いつけられておりますが。また、南海トラフ地震に備えた防災施策でも地震災害時の飲料水として確保する、こういったことは喫緊の課題となっております。

これまでの被災地、地域では水道施設に甚大な被害を及ぼしていることから、対応策を検討しておく必要もあると思うんです。今後はこの、ただ老朽化した施設の更新と合わせて、非常時の飲料水の確保に対応する施設整備が望まれるわけですけれども。ただ、施設の改善に当たってはですね、資金等の問題もあってなかなか一長一短には整備できない、容易でないということが推し量られるわけですが。その水道事業の健全経営に支障を来すものと思われるその計画的な改善が望まれると、そういった意見書も出されております。その意見書を参考に、漏水個所の迅速な修繕を図り、有収率を上げ、今後の資金確保や経営の健全化を図る計画だろうと思うんですが。決算書には、事業費用の節減を図ったことによって、損益計算においても 950 万円の純利益を生んだとしております。

今後も引き続き、事業費用の節約を図る必要があると思うんですが、まず初めに今後のですね、水道事業の運営計画をお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

おはようございます。

それでは通告書に基づきまして西村議員の 1 番のカッコ 1、水道事業の運営と佐賀地区水道施設の管理状況についてのご質問にお答えを致します。

本町の水道事業は、上水道が 1 施設、簡易水道施設が 8 施設、飲料水供給施設が 3 施設ございまして、町営の水道事業として公営企業会計にて管理運営を行っているところでございます。平野部に位置します大方上水道や佐賀簡易水道等では、地下水を水源として利用していますが、その他の水道施設は中山間部に位置するため地下水に乏しく、主に表流水等を取水しろ過等により浄水し、各配水地から給水区域に配水をしているとこ

ろでございます。

水道事業として各施設を効果的に管理運営していくとともに、運営基盤等ソフト面および施設整備等のハード面の観点からより効率的合理的な水道事業を運営していくことを踏まえ、平成22年3月には黒潮町水道事業基本計画を策定をし、安全で良質な水道水の確保、安定した水道水の供給、安定した水道事業運営の維持を基本方針としまして、水道事業を円滑にまた中長期を見通した事業経営を図っています。

平成25年度における普及率は98.7パーセントに達し、ほぼ全町に渡り普及した状態であり、利用率から見ましても町民の命の水を預かります重要な事業となっています。

なお、年間給水量は152万862トンで、有収率も81.5パーセントとなっています。経営収支の状況等につきましては、平成25年度黒潮町水道事業特別会計決算にてご報告をさせていただきましたが、損益計算におきましては952万9,322円の純利益を生じています。

佐賀地区水道施設の維持管理につきましては、現在黒潮町官工事組合に委託をして配水地等の草刈り、ろ過池の清掃、保守点検、滅菌機、ポンプ、計装機器の保守点検などの施設管理や毎日の水質管理を行っています。また、水道水の水質検査につきましては、水道法施工規則第15条第6項の規定に基づき、毎年水質検査計画により、適正に行っているところでございます。水質検査計画につきましては、水道審議会においてご審議をお願いしております。佐賀地区の老朽管の更新につきましては、道路改良工事等に合わせまして敷設替えを実施しているところでございます。本年度は給排水管路施設情報を一元的に管理をすることが可能な管路管理システムの整備を予定していますので、これにより管路全体の状況を把握をし老朽管の更新計画を検討し、今後も給水料金の徴収率の向上を図り、水道業務の簡素化、経費の節減など効率的な企業経営に取り組むとともに漏水防止に努め、安全で良質な水道水の安定供給を図ってまいります。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

公的な企業会計でやられておると。経営そのものことはそういったことだったと思うんですがね。まあ公的企業会計というのは一般の企業会計とは私若干違うと思うのは、公的企業会計という普通一般企業は利益が上がるとまあ株主さんに配当というものがありますが。この町なんかの公的企業会計というのは配当があるわけじゃありませんね、住民に。ですから、本来なら配当がない分、そういった利益が保留されていかなきゃならん、当然、企業会計としたら経営にはやりやすい方の分野に入るんだろうと思うんです。ただ、この決算から見ても事業費用の節減についてまず私ここで絞ってお聞きしたいんですけども。

現時点ですらね、考えられる節約、できる節約ですけども。課長の方でどういったことがこれから節約できるか、何かお考えないでしょうか。水道料金もこれから上がるかもしれんといった話もあつたんですけども。そういった前にですね、節約できるものはしてほしいとそういった考え方がありましてお聞きするわけですけども。何かあればお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは西村議員の再質問にお答えを致します。

節約できるものは何かないかということで、これにつきましてはいろいろな手法があろうかと思っております。かなり現在の水道施設の排水管等老朽化等やっぱり進んでおります。率にしまして約47パーセント弱ぐらいはもう老朽管になっております。今後それらに対する費用も、敷設替え費用も入ってまいりますけど、どうして

も今まで問題になっておりましたが、その漏水する水量の関係もありまして、その有収率をどうしても上げていかないと、その分に係る経費、特に電気料なんかがですね昨年の7月に値上げになりまして、かなりそれに係る動力費も掛っております。ですから漏水管対策も踏まえ、そういう経費の節減も電気料の節減とかも図っていきたくて、いう1つの手法でございますけれどもそのように考えております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村將伸君）

電気料という言葉が出たんですけど、まさに私はその電気料だろうと思うんです。今、これは佐賀地区役場の上ですけども、荒神山の上にタンクが3つあるわけですが。その3つのタンクそのもの。これは課長もおっしゃったように老朽化ということで、昭和32年に約200トンのタンク、それから昭和54年に600トンちょっとのタンク。それから平成9年か10年でしたか、黒潮一番地に水産加工施設等々が整備されるということで、830トンのタンクが整備されております。この830トンのタンクなんですけど、この高低差ですね、ほとんどのマンションでもそうです。それからどの市町村もそうですけども、高架、高い所にタンクを置いてその水圧でもって水道を行き渡す、そういった方式をとっておるわけですけども。

このタンクがですね、実際に言うとならぬ黒潮町というか、水道の条例で少し勉強させていただいたんですけど、まあ1人だいたい約、使うときで1日当たり50リッターから60リッターということなんだそうなんです。これは佐賀地区の住民の分母で割るとですね、600トンとその中間のタンクで事足りるがじゃないかなと。もし足りるとしたらですよ、その830トンに上げるその何言いますかねこれは。水道施設の動力電気料というんですかね。これは1カ月に何十万か節約できるんじゃないでしょうかね。そういった試算はしたことないですか。お聞きしたい。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

特に試算はしておりません。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村將伸君）

試算してなかったらですね、ぜひしてほしいがです。

これは今1人の住民となっておりますけれども、水道係であったあなたの方の先輩お二人からお聞きしたんですけどもね。多分これで1カ月に20万やそのへんの節約ができるんじゃないかと。それは水産各施設も今はもう明神水産と土佐佐賀水産ですか。それ以上に工場もありませんのでね。そのへんの使う最大流量というのが分かると思うんです。そういった計算をぜひ取り組んでいってほしいと思うわけです。そのことで水道料金がそれで上げるなということじゃないんですが、まあ老朽化した設備の修繕費用にも賄いができるんだらうと思うんです。ぜひそういったことに取り組んでほしいと思います。で、今のその電気料金が決算では994万2,553円と動力電気料がいつておるわけですけども。その何割かが節約できればですね、今後役に立つんだらうと思うんです。

ではですね、次に水道施設の管理について伺いたいと思いますが。その貯水タンクというのはその日夜大切なその水を貯めておく生活と命に欠かせない水と。今課長がおっしゃったようにですね、安全で良質な水を供給したいんだと。そのために毎日の水質検査とそういったことに日々努力しておると、そういった答弁があり

ましたが。この日常生活においても洗濯、炊事、お風呂、トイレ等々ですね。生活用途に使われます。まあ、これは都会であろうが田舎であろうが必要なときに必要なだけの水が使えると、そういったのはその貯水タンクのおかげなわけですけれども。ただメンテナンスが、例えば行き届いておってもですね、長年のその劣化進行によっては思わぬ事故もあると思うんです。また事故につながる可能性もあります。

その先の豪雨でしたか、四万十町の方でも床上浸水まであって、上水道が使えないと。その水源の被害ですね。1週間ぐらいかなり四万十町の住民の方もご苦労されたようではありますけれども。まあ自然災害とはいえ、その水の存在がいかに大きいか。佐賀に住む私も思い知らされたわけではありますけれども。水質検査の原因というのはタンク由来のものが多くてですね、調べると。タンクのメンテナンスは我々の生活の安全のための非常に重要なものだと、そういった文献を見たわけですが。施設の管理としてですよ、佐賀地区にある3基のタンクの清掃はいつされたのか。私の調査では平成19年8月13日町の合併後一度っきりの清掃だと。また以降7年間以上されていないとお聞きしておりますけれども。本来ならこのメンテナンスとかですね、今まで掃除をしなかった理由は何かあるんだろうと思うんですが、お聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは西村議員の再質問にお答え致します。

ご質問は佐賀管水の配水池の清掃関係のご質問だと思いますのでお答え致します。

議員ご質問のとおり、前回清掃しましたのは平成19年の8月に清掃を行っております。それ以降清掃の方は特に実施をしておりますませんでした。現地の状況等踏まえて今日までできました。今年度清掃を行いました。8月19日から20日にかけて実質2日間の清掃を行ったところでございます。それで、ここの配水池の清掃のことにつきましてはどういうふうを考えているかといいますと、まあ水道法でいきますと水道事業者は厚生労働省令の定めるところによりまして水道施設の管理および運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならないとございまして、清掃を毎年行わなければならないとは定められてはいないところでございます。町の条例に関しましても、清掃の頻度についての記載は特にございません。あくまで目視による確認とまた水質検査により清掃時期の判断をしているところでございます。また保健所の方も立ち入り検査等もございまして、その都度必要に応じて清掃をしなければならないと考えております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

条例でも1年に1度の清掃、そのことはうたわれていないからしてこなかった。そんなふうには聞こえるわけではありますけれども。

私おかしいと思うのは、まあいろいろな工場でもそうですし学校でもそうです。受水槽が上にありますね。建物の。そういったものは1年に1度の清掃を義務付けているんじゃないでしょうか、黒潮町は。そのへん。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは再質問にお答え致します。

受水槽と言われました。これにつきましては、黒潮町水道事業の給水にかんする条例施行規則の第12条に記載をされております。これは簡易専用水道以外の貯水槽、水道の管理および自主検査ということで、これは水槽

の掃除を1年以内ごとに1回定期的に行うようにということに定めております。これはどういうものかといいますと、水道水をいったん受水槽に受けたのちですね、これは例えばマンションとかになるうかと思えますけど。そういうところにつきましては、水道法の規定により、これ貯水槽水道と定義されているところがですね。それについては1年に1回はやりなさいというふうに水道法でも定められておりますので、実施をされているところでございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

そういった民間とか、そういったその役場が管理しない施設以外はですね、1年に1回の清掃を義務付ける。町が管理するタンクについてはそういった条例がないからしない。こんな話にはもうならんがじゃないがですか。ましてこの水道の供給しよう世帯はですね、学校うんぬんの人数じゃありません。数もですね。そのへんがちょっと理解しぬくいし、なぜこれを私調べるようになったかという、旧佐賀町のときには毎年掃除しておったと。最近どうもタンクの掃除をしてないやけんちょっと調べてくれませんか、そういった住民の依頼があってから、私去年の9月から取り掛かってました。で、前の副町長の植田さんにもお願いしてそのことを調べたわけですけども。

どうもですね、町長はいろんな震災対策、それから備蓄の缶詰め、そういった物事に取り組んでおるときに、一番大事な水の管理がそういったおろそかであったと。私そのへんがね、こうして議会に出ておってもちょっとあいまいで、こんなことでええがかなと思ったりするわけですね。してなかったことは仕方ありません。ただ、そのことでちょっとお聞きしたんですけどもね。

先ほど課長言いました、今年8月18日から19日にかけて清掃作業をしたそうですね。その費用はいくら掛ったかお答えください。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それではご質問にお答え致します。

今回掛りました費用としましては、106万3,800円でございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

106万3,800円ですか。まあ100万としましょう。ただ、これは私佐賀のときの話、また資料等で見るとですね10万円程度でできる清掃ができてますね。平成18年。なぜこんなに106万ものその費用がいったのかですね、ちょっと理解できんがですけども。何かこう清掃の仕方が違うとかですね、そういったことがあったかもしれません。そのへん少し説明してもらえんでしょうか。今までの方法とは違ったかどうか。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは再質問にお答えを致します。

佐賀管水の配水池の清掃につきましては、以前は配水池の水をすべて抜いた上で人力による清掃を行っていたところでございます。それで本年度配水池の清掃に当たり、3つのから検討を致しました。1つは先ほど言い

ました水抜きによる工法。それから潜水士による工法、また清掃ロボットによる工法が考えられますのでこの3つから検討させていただきました。

まず1つ目に、水抜きによる工法は普通作業員による清掃のため費用が安価とはなりますが、直接給水に係るタンク内での作業のため、作業員の衛生管理の徹底と作業中の安全管理が重要になります。またタンク側面の清掃につきましては、安全上はしご等も必要ではないかということで作業時間もちょっと要するのではないかというふうに考えております。

清掃ロボットの工法につきましては、衛生管理の面では安全性がありますが、底面部のみしか清掃もできませんので、側面および流入管流出管付近の清掃ができないというように考えられます。

それから、潜水士による工法につきましては、底面部をはじめ側面部とすべての個所の清掃が可能でございます。同時にですね、タンク内のクラックや剥離点検等ができますので。ただそう言え、人間が直接水中に入りますので衛生管理の徹底が当然必要となります。

以上の内容を今年十分水道係内でも熟慮致しまして、今回は潜水士による工法を選択をしたところでございます。これで先ほど言いました金額で今回委託を致しました。不断水による工法となりますので、水資源の無駄も省くとともにですね、配水池内部の防水モルタル等の劣化も防ぎ、作業時間の短縮も図られるということで特に町内の受益者への断水の影響もなくなるといふふうに判断をして、今回こういう潜水士による工法により実施をさせていただいたところでございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

3つの工法があって、1つは水を抜く方法。まあ人力。2番目はその潜水夫を使う。3番目がロボット。1番目のその人力である分についてはその衛生面安全面を考えて省いて、それから潜水夫、ロボットを使ったかどうか分かりませんが、その方法でやったんだと。

しかし、先ほどその節約をすると言ったこと、またその資源の無駄を省く、水を抜くことがですね。そうおっしゃった課長はですよ、その電力の計算もしないでそういう言葉っていうのは少しちょっと矛盾が起きると思うんですけどもね。本当にそういったことに節約を普段からやっておって、管理しておるなら私は言う必要もないんだろうと思うんですが。

それと、人力というよりも10万円そこそこでできた清掃を106万円掛けた。それと水資源がもったいないからといって水を張ったまま潜水夫がそこに入って清掃する。私は素人ですけども、水を抜いて掃除するの方がこれからのメンテナンスそれから長い間のこれから使われていく老朽化に対する検査等もですね、はるかにそちらの方が効率もいいし、管理しやすいと思うんですけども。

まあしかし、そのそういう方法でやったということですから、当然そこにはですね、施設管理者も立ち会っただろうし、また清掃当日のですね清掃前の状態と清掃後の状態の写真等もあるんだろうと思うんですけども、それは後ほど見ることはできるんでしょうか。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それではご質問にお答え致します。

先ほど言われました清掃前の状況、清掃中、清掃後ですか。そういう写真等は整備しておりますのでまた後ほど来ていただければまたお見せできます。

それから、先ほど水を抜いての人力施工になると10万そこそこというふうにもおっしゃりましたが、当然水を抜くにはそれだけの費用もまた掛ってきます。次の水を入れるにもまた当然費用が掛るわけで、そういうものが10何万には含まれておりません。あくまで人件費程度のお金ですので。今も言いましたように、その600トン800トンのその水をですね、上げていくにかかる電気料もまあそれなりのもんはいるというふうにも考えてはおるところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村將伸君）

できれば今課長がおっしゃたようにね、その差し引き計算、そういったことを常に頭に置いて取り組んでほしいわけです。で、ただこの安全管理の面でこの7年間やってなかった状態っていうのはですね、それと一つ私気になるのはその潜水夫が、人が泳ぐわけですよ。水の中で。潜水夫ですから。その水は処分してからやるがじゃないですか。そのまま人がそこで泳いだものを飲料水にこの夏は使ったということでしょうか。そこを1点お願いします。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは質問にお答え致します。

まず最初は今回の清掃の施工方法についてご説明を致します。

今回の業務につきましては、配水池の底部の浮遊物の堆積物とかさび等をですね、今言いました不断水工法によって清掃したものでございます。先ほどご質問いただきました、潜水土、アクアエンジニアの方はですね、排水池内に入る前、直前にですね次亜塩素酸ナトリウム水溶液で消毒をして作業を入ります。これはすべて中に持ち込むものすべてこういうもので消毒をして入っていきます。

で、入ってまず最初にするのは先ほど言いましたように、作業前の状況について確認を致します。で、堆積状況等を水中カメラ等で撮影を行っていただきます。その後、清掃業務に入るわけですが、これは水道施設用のクリーンポンプを用いて行いました。配水池内部底部の浮遊体積物を吸引し、配水池外に排出をしたということでございます。まあ配水は当然指定の場所に排出をして処理したわけでございますけど。で、その後、清掃作業が終わったらまた水中カメラで作業前と同じアングルで撮影をしていただきます。それと同じく内部の構造物の配管等の点検等も一緒に併せて行うということで、今回の清掃業務を行いました。

ですから、議員ご心配をされました衛生的な問題がないのかということについては、こういう形で徹底してやっています。当然、潜水土の健康診断、細菌等による証明、そういうあれがないのかとかいうものも当然提出をさせていただいております。そういうことを踏まえて今回実施を致したところでございます。以上です。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村將伸君）

ということは、潜水夫入ったのちすべての水を抜き替えて使ったわけじゃない。どう考えても3つもタンクがあってですよ、代わりばんこに水抜きをして清掃することの方が。課長が最初おっしゃったように、その安心安全な水というのはね、むしろその方が私確保できると思うんですけども。

今後のためにですけどね、清掃はまた同じような毎年やると思うんですけども、潜水夫を使ったこんな方法

で使われるのかどうか、最後にお聞きします。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

質問にお答え致します。

断水をしてですね、すべての水を抜いて実施することについてはですね、先ほども言いましたようにかなり排水管の方も老朽化してます。そのときに新たに水を入れて一気に排水管へ向けて流し込んだときに、排水管内部の例えばそのさびとかなんとかいうものもかなりそこでされる懸念もやっば一つとしてはありました。

来年というか、次回以降もそういう工法でやるのかというご質問だと思いますけど。当然、この大方地域のように配水タンクが1つしかないとかいうところについてはですね、そういう工法がやっぱり適当ではないかと。で、今言いましたように佐賀についてはどうなのかということもありましたけども、どうしてもそういう住民の皆さまに迷惑を掛けたくないような工法でいくと、今回のような潜土工法が適当ではないかというふうに判断しておりますので、今後もですねそういう方向でいきたいと考えております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

何か少し議論がかみ合わんですが。

佐賀地区の荒神山のときには、3つのタンクは私最初から200トン、600トン、830トンとあると。その弁の切り替え次第で断水もせんでもいいし、1つずつやればできるがじゃないですか。私、どうもそのへんがですね、全体のこの水道にいえるのかなと思うんですけども。

そら大方地区にあるタンクは1つしかないと。その場合はやむを得んかもしれません。またいついつこう清掃を行いますのでとかいったあとですね、以前は佐賀地区の場合その放送がよくありました。それは区長さんからお達しがあって、夜中何時から何時まで清掃しますと。そういったことが最近ないわけですね。それでこういった質問になってるわけです。ぜひですね、この管理方法を見直す必要があると思うんです。

最後に町長に、これ大事な水の話です。町長の考え方をお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

引き続き適切な事業運営と、それから安全安心な給水事業に努めてまいります。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

私が言っているのは、その管理方法ですので、またその経費節約うんぬんのは当然誰でもがこの話を聞いた人はですねそうだろうと思うんです。ぜひ水道事業の大事な部分ですので、課長も佐賀で長い間お住まいになって、すぐその荒神山の下にお住まいしてるから分かると思うんですがね。まあ水道タンクの耐震のことなんかこれから出てくるかもしれません。ぜひ取り組んでほしいと思っております。

では、2点目の防災対策について伺いをします。

住民に備えを促すために、都道府県が指定する土砂災害警戒区域。これは今年の夏、広島市の土砂災害発生場所の約8割が未指定だったということを受けてですね、指定が進むように土砂災害防止法を改善する方針が

国から示されております。また古屋防災担当相はですね、知事が警戒区域の指定をしやすくなるように背中を押すような改正をしていく必要があると。自治体への財政支援とか区域指定要件の緩和といった法改正を政府与党として秋の臨時国会で設けようとする、そういった考え方明らかにしております。

広島県はですね、約7割を山地が占めて、この前、視察に行ったときも広島なんかは津波も来ないだろうし山も割合、高知県と違ってこう緩やかです。そういうことはないと思ったんですけども、土砂災害危険箇所というのは全国最多の3万1,987カ所に登るそうですが。一方でその警戒区域というのは1万1,834カ所。まあ危険箇所数を分母として、警戒区域数の数を分子として、その指定率というのは37パーセントにとどまっておるそうですが。今回、その広島市で土砂災害が確認された所の8割弱が未指定だった。このうち安佐南区の1カ所は危険箇所にも指定されておらなかった。その災害を経験した地域では、防災意識の高まりが指定を後押しするケースもあって、福井県は指定率が100パーセント。これは福井県によるとですね、指定を進めていくさなかの2004年ですけれども、7月に暴雨災害がっておりますが、7,000弱だった危険箇所にとどまらず詳しく調べた結果、警戒区域の指定が1万1,600カ所に上った。危険箇所もこれに合わせたということになっております。こうしたことでの100パーセントだそうですが。こうした全国の現状を見ても、1カ所指定するにも調査も含めかなり時間もかかり費用もかかるそうです。数が多すぎてなかなかすべてに行き渡るといことが難しいと思うんですが。

現在、町内の集落で、急傾斜やまた砂防、堤防の補強の部落要望が出されているところ、そういったところが何カ所あるかまたこの異常気象によって全国的にも災害に見舞われております。幸い黒潮町では住民に被害があったということはないんですけども、ただ3月11日の東日本大震災以降、海辺周辺に居住地をする黒潮町ですね津波対策に気を奪われた感もあるわけですが、中山間地域にある急傾斜と山すそに住まいすることの危険性を改めて知ることになっております。

こういったことの含めて危険箇所の数が何カ所あるかそういったこともとりあえずお聞きをしたいと思ます。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは西村議員の一般質問、防災対策についてのご質問にお答えしたいと思います。

まずは通告書に従ってお答えしたいと思いますけれども、現在、町内の土砂災害危険箇所は537カ所でございます。その内訳としては、土石流危険渓流が196カ所、急傾斜地崩壊危険箇所が341カ所となっております。このうち土砂災害警戒区域に指定されているのが、土石流危険渓流で10カ所、これは佐賀地域が8カ所、大方地域が2カ所でございます。それから、急傾斜地崩壊区域で15カ所、これは佐賀地域で10カ所、大方地域で5カ所ございまして、合計25カ所となっております。これらに対する土石流対策としては、県の砂防堤防の整備事業、これは数にしますとこれまでに町内で58カ所の施設が整備されております。それから、急傾斜地崩壊危険箇所対策としては、高知県の行う急傾斜地崩壊対策事業および町で行うがけ崩れ柔化防災対策事業などがあります。町内すべての土砂災害危険箇所に対して対策工事を完了するについては、相当の期間と費用が掛ります。

そうしたことから、対策工事と相まって住民の皆さんの生命や身体を土砂災害から守るソフト対策を推進していくことが求められております。そのためには災害が発生する恐れのある区域をハザードマップで周知することや避難勧告等の判断伝達マニュアル等の改訂によって、避難判断基準を整備して警戒避難体制の整備をしていく必要があります。なお、このハザードマップにつきましては、今年の7月に全戸配布を実施してござ

す。

それから、避難勧告等の判断伝達マニュアル、これは現在は平成18年度に整備されたものでございますけれど、これにつきましても今年4月に内閣府の方から避難勧告等の判断、伝達マニュアル作成ガイドラインが出ましたので、それを参考に改定を進めております。また、町内それぞれの地区に特性があって、過去の災害事例もさまざまでございます。土砂災害等の災害に対応するためには、黒潮町地域防災計画のような全町的な防災計画だけでは対応が困難だと考えております。そこで、各集落単位で地域の実情をよく知っている住民の皆さんが主体となった地区防災計画策定を進めてよりきめ細かい対策を今後検討していくのが非常に大切であろうかと考えております。その説明会につきましては、7月8日に全町を回ってきたところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村將伸君）

537カ所、ちょっとお聞きしよってですね違和感感じたんですけども。

佐賀地区の方が警戒区域の指定が多い、大方地区よりですね。これはひょっとしたら私何かの記事で見たんですけども、その費用負担、またかなりの時間掛るのでひょっとしたら大方地区の警戒地域とか、そういったことの方がおろそかになった、結構おろそかというよりも間に合っていないと、そういった結果じゃないかなと心配するわけですけども。

また、現在ですね、お聞きしたいのは、その町内の集落で急傾斜や砂防また堤防の補強、部落要望が出されているかと思うんですが。そういったものの取りまとめた数字って今分かるんでしょう。分からなければいいんですが。

また、もう1つ、急傾斜の工事の1つにしてもですね、一度、私、佐賀の藤縄地区という所で取り組んだことがあるんですが、急傾斜をやるにも5個以上のカーブが連なることが条件であったりとかですね、また同じ集落に住まいしながらもそういった条件が整わずに急傾斜対策ができていない場所があると思うんですが。そういったことを把握しているかどうかお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは西村議員の再質問にお答えしたいと思います。

部落要望、地区の要望は確かにたくさんの中で幾つか出てきておりますけど、ちょっと今数として資料手元に持ってございませんけど、要望というのは出てきております。それから要望以外にもですね、地域の懇談会とかでたくさんその土砂災害に対する不安のご意見は賜っております。

それから、そのほかの危険区域の指定のことですけど、これは実は土砂災害対策法の方で役割分担がございまして、国の方で基準を決めてそして県の方で現地調査をして県の方が指定するというふうな役割でございます。そして町の方は何をするかというと、避難の情報を住民に伝えること。それから避難の基準を整備すること。そういうふうな役割分担が決まっております、あくまでも指定の方は県の方でございます。これにつきましては、先週の土曜日ですね、9月13日の高知新聞でかなり一面使って詳しく掲載されておりますけれど、県の事情の方もやはり高知市とか四万十市とかああいいうふうに住宅が多い所、あるいは対象地域が多い所を先行しておる関係で、黒潮町の地域は少し遅くなっております。

ちなみに、当町の警戒区域の指定は4.7パーセントにとどまっております、非常に遅れているのは事実で

ございまして、事情としてはそういうようなところでございます。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは佐賀地域の急傾斜およびがけ崩れの部落要望についてお答え致します。

私の把握している急傾斜、現在、川奥地区で昨年度から開始されております。そして、来年度から拳ノ川地域でも県に要望しながら採択を待っているところでございます。

そのほか、先ほど話がありました藤縄地区、これはかねてからずっと部落要望で要望が上がっておりますが、この急傾斜の採択基準というのは自然斜面で角度30度以上、高さ10メートル。ほんで対象戸数としては基本的には10戸。特例の場合はその場所が道路あるいは避難場所ということで5戸以上という要件があります。

また事業費にも縛りがございまして、7,000万以上というような要件がありまして、藤縄地域についてはなかなかこの急傾には合致しない。先般も部落要望で、現地歩いたときにそういう急傾事業ではなかなか厳しいので、話が進めばがけ崩れで要望してはという提案もしたところでございます。

そのほか不破原地区においてもそうしたシダ坂地域からも要望され、あるいは個別にもがけ崩れ何カ所か要望がされている所がございまして。採択に向けて県にも要望しながら事業費確保に努めているところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

急傾斜個所まだ条件等はやっぱり昔も今もですねかなり厳しいものがあるようですが。がけ崩れ、まあこれは治山対策としてやられるかとは思いますが。

とにもかくもですね、例えば、藤縄地区。あそこで津波で1メートルか2メートルだったと思うんですが、浸水の。そういった避難道を兼ねたようなですね、そういったこともできないかなと、そういったことも思ったわけです。できるだけですね、住民の方々に負担の掛らないようなそういった方向で整備を急いでほしいと思っております。

それと松本課長の方から、その役割分担があつて町の方には避難とかですねそういったことが任されておると。任されておるといふか、まあそういった役割分担があるんだと。これは台風のタイムラインというんですが、私、横文字は苦手なんですけども、事前防災行動計画。こういった策定にその長岡郡の大豊町が着手するんだとそういった記事を見たわけなんですけども。これは8月の台風に伴うその豪雨で被害が出た直後であつてかなり県下でも注目されておるそうですが。

一般的な防災行動計画は主に災害発生時にどのような対応を取るかを定めているんですけども、事前防災行動計画というのは、河川の見回りや避難所を開設準備など、その事前対応を定めるのが特徴だそうです。それは確かに台風というのは今かなり気象庁等でもその発生以降、その接近上陸までの進路とか時間、こういったものはかなり予測可能ですので先を見越した対応で減災を目指すという事だそうなんです。こういった策定を提唱するですね、環境防災総合研究所機構によると、アメリカの方でこれは普及が進んで2012年のハリケーンサンデーでその効果を発揮しておるそうです。策定済みの地域では、上陸5日前から段階的な行動計画に基づいて関係機関が連携、減災につながつたとしております。先の8月の台風の時も佐賀地区もそうでしたが、今西課長また浜田仁司課長がですね一生懸命になって夜の河川の見回りをしておりました。ほかの課長

さんもそうだったと思うんですけども。そういったことを考えるとですね、警察、消防、また自主防災組織、この役場等がですね各課のそのばらつきがないように、1 つだけ洪水のときに気になったのは水門を開け閉めしたりするその役割分担。そのことが若干こう行き渡ってなくて、かなりの水が部落内に入ってきたとそういったこともありました。なすべきその具体的な内容そういったことを詰めてですね、避難勧告を上陸予想時間の何時間前に出すかとそういったことを定めてほしいと思うわけです。

こうした取り組みは最近の洪水というのは、昔の恐らく堤防のままだったらこの前の水は上分地区は恐らく床上浸水までいったらと予測するわけです。上分地区の中堤防というんですか。それと本堤防もそうなんですけども。下がかなり掘れてましてね。県の方が早速取り組んでくれているんですけども。ぜひそういった補強等も含めて。

また今年、今朝私ニュースを見ておったら、高知高専の教授がこの大洪水のあれで3割の水が仁淀川に、これは高知市のことですが、増えた場合にどういった状況になるかという、帯屋町あたりでも2メートルから3メートルの浸水があると。それからまず浸からないであろうという朝倉地区。あそこは神田川が氾濫してあそこも1、2メートルの浸水になるだろう。そういった予測がされております。今、これはどこも限らずですね、この水っていうのは半端じゃない降り方をしますので、ぜひですね早急にそういった、まず工事は間に合わないとしてもその避難のこと、そういったことはできると思うんですが。

その取り組みについて、松本課長どういったお考えをお持ちかお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、西村議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、現在の避難の勧告とか指示を出すときの基準でございますけれど、これは先ほどの答弁のときも少し言いましたが、基本的には地域防災計画の一般対策編あるいは震災のときは震災対策編を使っておりまして。そして、もう1つ水防計画というのがございまして、水防計画の基準、これも当時されておりますけれど。それともう1つは避難勧告等の判断伝達マニュアル。これ平成18年少し古いんですけど整備されたものがございまして。基本的にそれを基準にして、今は避難勧告とか避難指示そして準備情報を出しております。

ただ、これは明確にここになったら出すというものではなくて、だいたいの枠の規定ですので、実際出すときはその現場の状況を確認したり、それから現地に行ってカメラで川とか海を確認したりですね、そういうようなことしながら、それから気象庁の情報それから国土交通省、あらゆる国、県の情報を集約して判断をしておるのが現在の状況でございます。

先ほど大豊町のタイムラインのお話もございましたけれど、これ非常に参考にこれから勉強しなければならないなと思ってるんですけど。一つ大変だなと思うのは台風なんかで来ますと相当前から準備に掛かります。そうすると通常の業務に相当支障が出ると思います。しかも防災担当だけではなくて広範囲な対応を求められますので、現在町の方は対策会議で相当台風なんかは確実に近寄ってくる状況、いわゆる地域防災計画の判断に基づいて開きますので、早めにはかなり確実に黒潮町に影響があるという状況にならなければ実質はなかなか本格的な会議は開いていない状況なんですけども。タイムラインというのはもう少し早くからというふうなことで、参考には今後していきたいと思っておりますけれど、まだ今のところ全くこれをそのまま使うというふうなところまでは議論はされておられません。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

確かに、この防災に関することの松本課長の苦労も分かります。また町長が取り組むところですので大変さも分かりますしね。

ただ、今の現状とは、この前の台風のときもそうでしたが、避難勧告出しても避難した人が意外な数字というところで、4.8 パーセントしか避難場所にはおらんかったと。まあ行政側の難儀な部分もそこに垣間見るわけですけども。ただそんなことを言うてもですね、最近の洪水ってのは半端じゃありませんので、こういったことも含めて整備に励んでいただきたいと思います。

では、次の3点目の若者定住についてお聞きをしたいと思います。

これは、ここに若干書かしていただきましたが。高校卒業と同時に進学とか就職のために幡多郡下はおろか町内に残る若者はほとんどいない。少子化や人口減を避けることはできなくても、例えば数年間でも一部の卒業生、そういった若者が町内や幡多地域に留まる対策が必要ではないかと思って出したわけですが。

こういったものについて具体的な対策はないかということです。ありましたらお答えをお願いします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

おはようございます。

それでは西村議員の3問目、若者定住についてという通告書に基づきましてお答えをさせていただきます。

平成22年の国勢調査によるわが国の総人口でございます。1億2,806万人でありまして、前回の調査と比べますと総人口は調査開始以来最低の人口増加率に留まっております。日本人の人口は若干増加したものの、0.3パーセント減少したとされてございます。また15歳未満の年少人口の割合については、調査開始以来最低となりまして、65歳以上の高齢人口においても調査開始以来最高となっております。

このような人口減少等の状況はわれわれ地方圏においてはいつそう深刻になってございまして、働き手担い手である若者が減少して、地域に賑わいが失われている状況を呈してございます。これは日本全国の過疎化が進む地方自治体が抱える共通の課題でございまして、これをどう改善し、いかに若者を地域内に定住させるかが全国的にも喫緊の課題となっております。

一方、近年社会経済情勢が変化する中で、ふるさとや田舎暮らしに魅力を感じる人も増えてきてございまして、Uターン現象が発生致しまして、都会から地方へUターンIターンという形で移動していく若者も見られてございます。この中のJターンというのは、まだ完全に田舎にはたどり着いてない表現のようでございまして、田舎近くの小規模都市までの移動というようなことに位置付けられてございます。また現在はOターンという移住もございまして、その字体からすぐに思い付こうかと思えますけれども、これは例えば高知県内の高校を卒業した後、東京の大学に進学、卒業後、高知県内の企業に就職しましたが、ほどなくしてまた東京の企業に転職したということであらゆるOターンという形状を取ってございます。まあ私どもとしては、複雑な思いが残るところでございます。

とは言え、このように人が新しい生活環境を求めて移住する傾向が見られているのも周知の事実でございまして、全国的にも定住促進施策に力を入れる地方自治体が増えてきており、限られた予算の中でいかに有効な施策を講じることができるのか、各自治体の知恵比べが始まっている状況にございます。

黒潮町では本議会の議案の一般会計補正予算で、2款総務費6目の企画費に移住者住宅支援事業という委託料を計上してございます。この内容は移住者促進事業の一環で、昨年度から開始した町内の空家調査で得られ

た貸し物件について黒潮町のホームページで紹介できるまでの詳細な調査をすでに黒潮町でお暮らしを始めている移住者の目から見た観点で分析をしていただき、田舎生活のアドバイスなども含めた情報提供ができれば、一般的な空家情報との差別化を図ってスムーズな移住促進につながるのではないかと考えてございます。

なお、この委託業務で行う空家は、貸主の方が貸してもよいとされた物件についてのみ実施致しますけれども、昨年度までの調査で貸したくないとされていた家主の方のご意見では、家の中にまだ家財をそのままにしておりまして整理するのが大変だという意見も数件ございました。しかし、新たな制度によれば、この家財の整理する費用にも一定の補助制度が設けられてございますので、その活用についても情報提供を行えば新たな物件が発掘できるのではないかと考えてございます。しかしながら黒潮町が抱える大きな課題は、家屋に対する南海トラフ地震対策をいかに講ずるかという大きなリスクを伴っていることもございまして、その点が国内のほかの自治体との大きな違いで少なからず移住促進の足かせになっているのかもしれない。しかし、黒潮町としては町内すべての家屋の耐震化をしていこうという方針も持っておりまして、当然において再び住家となる空家もその対象となりますので、耐震化を済ませた物件を紹介することでさらなる移住促進が図られるのではないかと考えてございます。

ここで、これまでの黒潮町に移住された状況についてご報告を致しますと、調査を開始した平成20年度から平成26年先月8月末までの約6年間の累計でございますけれども。総数で77世帯127名の方が黒潮町に移住されてございます。年齢構成をご紹介致しますと、0歳から14歳までが31名。15歳から10歳ごとに区分してご紹介致しますと、15歳から24歳までが9名。25歳から34歳までが30名。35歳から44歳までが28名。45歳から54歳までが4名。55歳から64歳までが12名。そして65歳の方が13名となっておりまして、全体65歳未満の方は全体の89パーセント、約9割を占めてございます。45歳未満でも87.4パーセント、34歳未満でも65.4パーセントとなっておりまして、移住者の大半は若者というふうに分かれます。

ここまでのご答弁では、町外からの移住者による若者の定住という切り口ですので、議員のご質問の町内出身者の若者をいかにとどめるかという対策としては視点が違って、直接のご答弁にはなっておりませんが、移住されて来られる若い人から移住の理由を伺ってみますと、恵まれた自然環境の中での生活というのが第一の理由でございます。実際に私どもが面接に立ち会った際にも、彼らからは子育てをするなら多少の不便はあってもという意見をよくお聞きします。中には、それまで住んでいた場所が言葉は不適切かもしれませんが、黒潮町よりもさらに過疎化の進んだ所に住まわれていた人もいましたけれども。その人の最大の魅力は海だということでございました。このように、町外に住まわれていた若い人たちが一様に黒潮町に魅力を感じて大きなリスクを抱えるにしても移住して来られる実態があることを、これまでこの地に住んできた私たち地域の者が正しく理解されるなら、黒潮町の魅力には誰もが気付き価値観がさらに大きくなるかと思えます。こうした受け入れの精神を醸造させていく努力を地域が怠らなければ必然的に若い人たちにとっても住み続けたいという意力とその価値観の見出してこようかと思えます。

ご質問の即効性のある具体的施策にはなっておりませんが、乱暴な言い方かもしれませんが、わが町にやってくる県外サーファーの人たちの定住対策ができれば即効性には富んでいるかと思えます。そういうことも含めて、これからいかに若者を流出させないかのまちづくりが大切だと考えているところでございます。ご質問の最後のくだりにあります、例えば数年間でも一部の若者が町内や幡多地域にとどまる対策が必要であるが、具体的施策はないかということについてお答えします。

今年、平成26年2月に開催された幡多広域市町村県事務組合の企画部幹事会のことでございます。この幹事会には幡多郡内の総務担当課長が任命されておりまして、その日の協議事項が一通り終了致しましてその他の協議に入って事務局の方から何かないかと言われたときに、私の方から皆さんの町では定住促進とか地域お

こしについてどのような取り組みをされているのかをお伺いしたいとご提案致しました。黒潮町が本年度から導入している地域おこし協力隊を早くから取り入れて活動されている自治体がございましたので、それでは幡多地域でふるさと応援隊の組織のような組織をして、隊員相互の情報交換の場を設けて一体的な取り組みはできないかのご提案をさせていただきましたところ、発案者が具体的な事業計画案を作成しろということになりまして、次に開催した5月の企画部幹事会でこの提案による事業計画を提出致しました。そして次に開催される幹事会までに各自治体でこの計画をご検討願うということになってございます。この計画のねらいは、定住促進や地域おこしなどは幡多郡内のそれぞれの町でミニマムに考えるのではなくて、生活圏が一つの広域で地域おこし協力隊の意見もお聞きしながらともに考えれば新しい発想もわいてくるのではないかとこのところにございまして、漠然とではありますけれどもそれなりに期待しているところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

丁寧に説明、答弁いただきました。ありがとうございます。

移住者、このUIJ言いましたか、また0ターン。またこの移住者の企画したやつ貸し物件。これは小松議員が一生懸命商工会の方でも取り組まれております。そういったことももちろん含めての質問だったんですけれども。

私がこの質問を出すに至ったのは、そののちに出された県内5つの高校の新聞部がその定住の意識調査というのを高知市でしております。この若者34パーセントが高知を出て行くと。高知市内でもそうなんだそうですが。理由にはですね、いろいろありますけれども。ただ流出をどうとどめるか、そういったことの観点もあります。友達が多いから高知市に住みたいんだと。これは幡多地域でもそうだと思うんです。

これは尾崎知事の前、橋本大二郎さんが知事をやられておったときですが、農協会館で宿毛高校の生徒、幡多の高校生を交えてですねディスカッションがありました。その折に、女子高校生だったんですが、出された要望というのが幡多の大人に対してという要望だったんですが。それには、私は将来進学したいけれども家庭がそれほど裕福ではないと。その中で高知市とか大阪、東京、そういった専門学校とか大学への進学というのはいかない。せめて中村市内あたりに、この周辺に専門学校とかそういった資格取れるような学校があればいいのになと、そういったことを要望したい。そういった話をあったことを思い浮かべるわけです。そのときにほとんどの出席されているその幡多の大人の理事に当たる人なんですけども、幡多の。ほとんどがそのことに要望に応えなかった。そういったことに私は違和感を感じたことが今でもあります。

以前にも申し上げましたが、今、この幡多郡という所には小学校の休校とか高校の空き教室とか、利用できる施設がたくさんあります。できれば今総務課長がおっしゃったように、幡多広域の幹事会、そういった中でですね、ぜひそういったことに各市町村の首長がひざ突き合わせてですね、真剣にそういったことを話合ってもらいたい。そういった思いで私はこの質問を出しております。

というのも、この高校卒業して、例えば専門学校でもある、また大学の卒業できる、まあ大方高校なんか単位制高校としてやっていますけども、これは大学の方式のような授業内容です。そういった形で大学の卒業ができるようなそういった教室ができないだろうか。そういったことにぜひ知恵を絞ってほしいと思って出しました。そういった思いがあるわけです。

それと、もうこれは1カ月以上前になりますかね、下村議員の方からお誘いがありまして、高知大学の先生と少しお話する機会がありまして、そのときに私が提案というよりも申し上げたのは、幡多がどんどん10万人

を切って人口がどんどん減っていく。しかし、今総務課長がおっしゃったように、緑が豊かで海はあって自然豊かだと。そういったこんな恵まれた自然環境の中で、例えば日本大学のような大きなマンモス大学の1年生でも2年生でも、そういった地区で幡多の自治体が建物は建ててですね、そういった勉強できる場をしてもらえないだろうか。そういった大学の一部の移住でも考えてもらう、そういったことに取り組んでほしいと。そういった思いを告げたわけです。

まあ総務課長にもそういった事業計画があるのかどうか分かりませんが、ぜひ次の幹事会あたりです、そういった企画内容があれば取り組んでほしいと思うんですが、その1点だけお願いします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは西村議員の再質問にお答えします。

先ほど幹事会のご紹介を致しました内容を若干補足させていただきたいと思います。

幹事会の中でこんなことを言って自分は場違いじゃないのかなと思いつつ提案させていただいたところですが、幡多、その他の5市町村での総務課長の思いがみんな一つでして、大変安心するとともにまだその地域おこし協力隊を入れられてない町もございまして、その入れ方をどうしたらいいのかというふうな議論に発展していきまして、この幡多、この自分たちの生活圏がやっとならなりつつあるなということを感じました。

黒潮町は現在1名ですが、四万十市、土佐清水市では6名とか8名とか入れて各集落に入って地域おこしに活動されてございます。できるだけ多くの人意見を取り入れて考え方を1つにまとめていきたいというふうな思いもございまして、地域おこし協力隊の規約にもございますように、県外の人でないと地域おこし協力隊になれないということもございまして、県外の人を見た地方の在り方といったことも参考にしていきたいと思っておりますので、今議員がおっしゃられたそのキャンパスの件なども出てこようかと思っておりますので、また今後のまちづくりに参考にしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

本当にこれは難しい話になるかも知れませんが、若い人にとって、私この黒潮町でもそうです、幡多郡でもそうですけれども。やっぱり希望というものが妙に今の若い人から抜けておる、そういった思いがあるもんですから。そういったことの発言になりましたが、ぜひ総務課長、黒潮町を代表してですね、頑張ってくださいと思います。

で、最後にその行政改革についてお伺いをしたいと思います。

これは集中改革プランが予定どおりであっても、その社会環境は変わり続けておると。常にその行政改革というものは継続すべき問題であろうと、そういったことで質問を出しております。行政改革というのは1990年代後半ですけれども。橋本龍太郎さんが首相だったと思うんですが、政権から今まで。企業経営の手法と市場原理を活用して行政活動の質の向上。そういった効率化を図ることを重点に置いてきたように思うんですが。そういった、もちろんほとんどの論評の中で行革に取り組んでこられたと思います。確かに民営化とかですね水道会計でも言われるその企業会計の導入とか政策評価の仕組みとか。そういったことが、そういった行革の代表だったんだらうと思うんですが。これは東大教授の山本清さんといった方の論評ですけれども、行政改革

に先行して取り組んだ国というのがあるそうですが、世界でも。その合理的公共選択論。まあコスト NPM と言うんだそうですが、提唱されているそうですが。難しい言葉です。

これは端的に言うと、行政が住民を顧客ととらえるかお互いのパートナーとして、共に働くパートナーとして協働者としてとらえ、行政と民間が連携してネットワークの形成を図るということだそうですが。もう一つ興味深いアンケートがございまして、これは愛知学院大学の田尾雅夫教授という方が全国の市町村長に対する調査、これは回答数 1,122 の中から回収率が 65 パーセントだったそうですが、市町村長が住民をどのように見ているか。住民に期待する役割は何かといった行政サービスの受益者として住民を見るのか、その財源のための負担者と見ておるか。そういった意味の顧客か。また、先ほど言いましたけれども、パートナー、協働者の点付けの評価。こういった調査しております。住民の実動を受益者ととらえる回答が多い反面、期待する住民の理想像としてはパートナー。協働者ということが大半を占めております。まあ少子化とかいったですね、複雑な問題の解決とか、新たな行政事業への対応というのはたくさんあって、行政内部のコスト削減とか、既存サービスの量的拡大とか、こういったことには本当に財源もありまして限界があります。行政が担うサービスの吟味というもの、新たな政策や経営しようと同時に行政と住民の役割分担、連携が今問われておるわけですが。民営化など、その市場原理型の行革に修正の流れが起きておって、これは行政、市場、住民の組み合わせが新しい流れになると言われておるんですけども。

このことを踏まえてですね、地方自治には住民参加が必要不可欠との観点から、議会でも行政でも多くの方がヒトゴトのように思っているように私は感じる事が再々あります。もちろん我々議員が税金の使い方へ感心を持ってもらうとそういった努力も必要なわけですけども。住民が地域のことを自分のことのように考えてもらいたい。そういった思いでこの質問を出したわけです。

私はこの 8 年近く議会に在籍しておりますけれども、住民参加の議会の改革を訴えて議会活性化特別委員会にも取り組んでまいりました。北海道栗山町議会から始まった議会基本条例の制定といったその住民の方々の目に見える形にはなりませんでしたが、しかしながら、今ではその基本条例も約 500 の自治体でその条例が制定されております。最近も黒潮町に限らず、地方議会への批判があとを絶ちませんし、定数削減とかやはり行政にも議会にも住民が参加をできる、そういった形づくりが町流だろうと思うわけですが。まあ、議会のことはなかなか答えることができないだろうと思うんですけども、そういったことへの所見をお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

失礼をします。

それでは西村議員の一般質問の行政改革について、通告書に基づきましてお答えを致します。

西村議員の言われるとおり、社会情勢の変化により行政改革も変化していかなければならないと考えております。ただやみくもにコストの削減を推し進めるだけが行政改革ではないというふうに認識をしておるところでございます。3.11 の東日本大震災、その後の国の津波浸水高 34.4 メートルの想定を受け、防災の事業量は大幅に増大をしていきました。それに合わせ産業による雇用喪失、少子高齢化対策、学力向上と防災教育なども同時に進めていかなければならないと思っております。まず、そのためには社会情勢に合わせた施策により、業務量の変化が生じておりますので、このあたりも改革していかなければならないというふうに考えております。

行政改革の今まで大綱を策定をしておりました。この項目と致しましては、今後考えられるのが事務事業の

再編、整理、廃止、統合そして危機管理体制の確立、情報公開情報提供の充実、そして先ほど質問のありました地域協働による集落維持、このあたりが重要になってくるんじゃないかというふうにも考えております。そして、歳入確保対策、組織定員管理および能力開発、そして28年度から実施されます、公務員制度改革への対応、そして健全な財政運営の確立などが想定されておりますので、このあたりを情勢を見ながら各部署の業務量の精査を行いながら、慎重に検討をしていきたいというふうにも考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

今、副町長がおっしゃったように、市場原理型。私も先ほど言いましたけれども、そういった改革というのも修正の時期にきているんだと。その効率ばかりを上げるだけが行政のあれじゃないと。そういったことも感じ取れるわけです。

ただ、住民というのは、例えば議員の定数のことも触れましたけれども、定数は少なけりゃ少ないほどええ、また報酬も少なけりゃ少ないほどええ。そういった考え方もあろうかと思うんです。またそういった皮肉交じりの批判も聞くことがあります。ただ、私はそのときによく言う、これ反論じゃなくて申し上げるんですけども。例えば議員を2名定数を減して、例えばそこで500万の財源が生まれたとしても、その500万をどこに使うか。そういったことを考えて、議員定数の削減を考えてほしい。また職員の数も減すのもいいんだけど、そのことで黒潮町が景気がよくなるかどうか、そういったことも考えてほしい。いろんな多面的な考え方ができるんだろうと思うんです。ただ、行政改革というものに、やはり水道会計のときにも言いましたけれども、節約できるものをできる限りしてくれと。そういった姿、そういったものが私は町民に見えれば住民も堪えるだろうし、また協力もしてくれるだろうと思うんです。協働型のパートナーとしてのそういった町を作るとすれば、当然そういった立ち位置が役割も必要だろうし、また住民側にも必要だろうと思っております。

まあ最後になりますけれども、時間が余りましたけども、町長ですね、そういった住民との協働と。これは各地区を、60地区全部を回った町長ですので、そういった思いは私は共通していると思うんですけども。

最後にその思いをお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

行政改革をですね、どういう視点でやっていくかというのは、種々議論もあるところであろうかと思いますが、基本的にはいつまで終わるということはないと思います。これは永遠のテーマでありまして、常日ごろからこの行政改革の意識は持ち続けなければなりませんし、同時にそれを実行可能を足らしめるプログラムを有していかなければならないということが基本の意識でございます。

それからもう1つは、これは下村議員の質問にもお答えしたところですけども。やはり自分たちがコントロールしなければならないのは、やっぱり定性的に評価です。職員は一生懸命頑張ってますね現場の情報収集をし、こういうことが住民福祉の向上につながりますという提案が挙がってくるわけですね。予算という形で。それらをひっくるめて、この行政組織の総体として提供する住民サービスによって、住民の皆さんが幸せになると、確実に職員にもお伝えできるし、また住民の皆さまにも幸せになっていただかなければならない。そのためにはですね、議員からご指摘いただきましたように、どうしても距離を縮める必要があろうかと思っております。

ただ、たびたびお褒めいただきましたけれども、60地区回らしていただきました。あのスタイルではやはり

限界がございます。どうしてもですね、行政は御用聞きになってしまうということで、これは実は防災教育を委ねております片田先生からもですね、御用聞きの行政ではあつては犠牲者ゼロは絶対達成できないというふうにつきつと言われてございます。つまり行政としてですね、言わなければならないこと、例え政治家として支持率が下がることであっても、真実をしっかりと伝えていくこと。この姿勢を絶対ぶれてはならないというお達しをいただいておりますと全くそのとおりだと思っております。

そうなりますとですね、どういうチャンネルで住民の皆さんと触れ合うことができるのか。できるだけですね、趣旨の要務の例えばこういう議論をお願いしますとかいう入り方では限界があると思います。僕は、だから敬老会であったりお祭りであったり、あるいは一般のお酒の席であったり、こういったこともですね大変重要な席であると思っております。そういったところのいただくご意見というのはですね、やっぱり本当に真実のご意見であると思ひますし、そういった機会もですねしっかりと大切にしていきたいと思ひますし、また今はですね、職員もご承知のとおり地域担当制で相当のボリュームで地域に入らせていただいております。

これがですね、将来的には発展をさせていただいて、防災の話を気軽にできるように地域でそういった人材を育てていただければと思ひます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

町長自身が 60 地区を回っていく御用聞きの行政には限界がある。二元代表制のそれを一方を担うですね、議員は 16 名もおるわけですから、できれば町長が行動をフォローするために、これは一つの緊張感の中でお互いが町民から選ばれた同志がですね、そういったことに切磋琢磨できるような、そういった議会づくりにも励まなきゃならんだろうと思ひます。

時間余しましただけでも、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山本久夫君）

これで西村將伸君の一般質問を終わります。

この際、10 時 50 分まで休憩します。

休 憩 10 時 34 分

再 開 10 時 50 分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、山崎正男君。

8 番（山崎正男君）

それでは質問に入らせていただきますが、前段に私、先ほどから自分の議席から執行部の皆さん方を見ますと、いかにも皆さまが縦じわを立てて悩んでおられるというような顔でございました。まあ、議場ですので、できればですね、カメラも映っておりますので、明るい前向きな輝く目でこの議場を盛り上げていただきたいと思ひます。

それでは、1 番、災害対策について。それから 2 番が業務報告について。3 番が高齢者対策についてということで入らせていただきます。

まず 1 番ですが、この私の質問は、災害対策は先輩議員らが数々質問もされております。大体、執行部の返答も返っておりますが、私なりに質問させていただきますのでよろしくお願ひします。

6 月の大雨洪水による被害が各地にあったばかりで、今回、台風 12 号、11 号と大雨や暴風雨の被害が全国的

に発生しましたが、町の被災対策はどうかお聞きします。

まず、台風12号、11号の町内の被災状況と対応はということでお聞きします。

この点は既に執行部の方から返事もありますが、私も私の都合がありますので、できれば10万円単位以上ぐらいいで、約ということで結構ですので、おおまかな線でお答えいただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

それでは通告に基づきまして、山崎議員ご質問の災害対策について、その1つ目の台風12号、11号の町内の被災状況と対応は、についてお答えしたいと思います。

この被災状況につきましては、行政報告および藤本議員への答弁等でも述べておりますし、重なる部分が多くなると考えますが、ご了承いただきたいと思います。

この台風12号と11号につきましては、全国的にも大きな被害をもたらしております。本町におきましても台風12号では直接的な被害はありませんでしたが、台風11号では猛烈な風雨によって、倒木、それから道路の崩壊、崩土、河川の護岸決壊、さらに農作物の被害等、甚大な被害を受けることになりました。今回の台風によって被害を受け、公共事業等により対応すべき被災箇所につきましては、被災状況をそれぞれの担当部局において現地確認の上、災害復旧事業、町単独事業による対策を講じているところでございます。

そのうちの甚大な、大規模な災害につきましては、各災害復旧事業に申請をして、査定等の手続きを経なければなりません。こういったことから、一定の期間が必要になると考えております。また、小規模で早期の対応が可能な箇所につきましては、既にもう対処をしている所もございまして、今後におきましても住民の皆さまの生活に支障を来さないよう、順次復旧に努めてまいりたいと思います。

被災状況につきまして、その箇所につきましては省略させていただきたいと思いますが、よろしく願い致します。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

だんだんに聞いておりますので、被災内容については後でテレビでも録画でも見ればもっと詳しく分かるかと思いますが。私はですね、この台風災害があるときに、その補助とか条例の中で認められた災害対策については当然やっていただけると思います。

ただですね、その被災されて、その個人的に負担が生じる。そうした方々に対して手だてはないものかという考えを持っておりますが、町内の条例規則の中でそういう対応ができるのかどうかお聞きします。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

山崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

小規模な災害等につきましては、この部分につきましては、これまでも地域整備事業とかそういった部分で取り上げて対応していくようにはしております。部落要望とかそういった部分でまとめていただいてですね、対応していきたいというふうに思います。

それから、この67件に上る被害件数以外にも法定外公共物として赤道とか水路とか、小さい小規模な部分につきましては4件の被災があるというふうに報告もさせていただいておりますけれども、この部分につきまし

でも順次対応して、もう終了している事業等もあります。

こういった部分で、できるところから対応させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

まあ細かいとこまで対応していただいておりますが、例えば町の災害に関するようなことをちょっと開いておりますと、分担金条例というのもあります。それから、山地災害防止施設管理規則とか、災害弔慰金の支給に関する条例とかありますが。

この中で、今言うその公災にかからんようなもの。例えば、分担金条例なんかについても個人負担が 25 パーセントとか 50 パーセントとかというような書き出しがありますが、これは新規新設とか改良とかいうものもおんなじ率ながです。災害に対するものも同じ 25 パーセントとか 50 パーセントという率ながですが。これは災害だから特別に町民が困っておるであろうということに対応するには、この負担率もですね、少なくとも 5 パーセント減らすとか 10 パーセント減らすとかいうような考え方を持っていけないものかなと思っておりますが。

この分担金条例のこの率については、今後考えるようなことはないでしょうか。いかがですか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

これまでの経過等もありますので、今のところですね、農地関係が多いというふうには感じておりますけども、今のところ変更等、改正するところの考えはございません。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

私の一番嫌いな考え方ですけど、今のとこないというのは、一番、あまり私なりには対応できないということですよ。

ほんで、できればですね、やはり災害に遭うということは自然災害ですので、本人の意図のしないことで起きる場合がありますので、本人がそのことによって困ると、困窮するというような条件をですね、やはり何らかの格好で出してやらないと駄目だと私は考えております。

それからその今言う、その率も今のとこは考えられないということですけど。例えば、その災害弔慰金。この中にでもですね、まあ自然災害からずうっとあるわけですけど、これは住宅とか人の命とかにかかわるようなときがメインのようです。

ようですが、その中に災害援護資金の貸付けというのがございます。これもですね、その中身は住宅、家財道具とかいうようなことだけですので、自分が生活するために必要な農地とか林地とかいうものが崩れたときに、災害にもかからないような状態のときには何らかの項目をここへ入れてですね、農地災害、その他、用地、水路、自分の家の前が壊れたときに、個人が負担ではできにくいようなものは町がしっかり支えてあげようというような項目を考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

いろいろ本人の所得等、そういうことも考慮してというふうにお考えと思いますけども、受益者が数おる場合とかですね、また一人の場合とか、それぞれありまして。そういう想定をして負担金条例の方を策定しておりますので、今のところ現状ではこういうふうにごまの負担金条例で行かさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

どうも、なぎなたで切るような答えしかないわけですけど、私は今、行政、我々執行部と議会もそうですけど、町民に対して何ができるろうか、今までの条例規則が果たしてそれをクリアできるものであるかというような、と考えるとですね、条例規則も改善していかないかんといい気持ちでおります。

やはり町民がこの夏みたいですね、ずうっと雨で農業も止めないかん、その稲刈りもできんというような状況のときに、明日が見えんような状況があるときに、ああ、町ではこういう施策のときにはこうやって申請したら減免も受けられる、免除も受けられるというようなとこまでですね、ずうっと幅広く考えていかないと、それぞれの条例規則だけで判断していると漏れてしまう。この漏れないような施策を我々考えていかないかんと思っております。

まあ、ひとつですね、副町長。今後幅広く条例全体を見まして、町民の役に立つか立たんかというようなことを網羅していただいて、前向きな検討をしていただけるかどうかをもう一度お聞きします。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えをします。

なかなか、条例、そして規則等、全体的なことを精査、それから調査していきたいと思ひます。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

ぜひよろしくお願ひします。

時間があまりありませんので次へいきます。

急傾斜地や山崩れなど、土砂災害の脅威に対する現状把握と今後の対応はということでお聞きします。まずお願ひします。

これも前段にいろいろな質問がありましたので、簡潔にまとめて結構ですので、よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告に基づきまして、山崎議員カッコ 2、急傾斜や山崩れなどの土砂災害の脅威に対する現状等に関する質問について、輝く瞳と頭で答弁させていただきたいと思ひます。

平成 15 年 3 月に公表されました高知県防災砂防課の資料によりますと、黒潮町内には土石流危険溪流が 196 カ所、急傾斜崩壊危険箇所が 341 カ所、地滑り危険箇所はございません。合計 537 カ所がございます。このうち、土砂災害危険区域に指定されているのは、土石流危険溪流で 10 カ所、急傾斜崩壊区域で 15 カ所の合計 25 カ所となっております。これら以外の個所につきましては、高知県幡多土木事務所は昨年度から佐賀地域の地形、地質、土地利用状況を把握するため、その基礎調査に入っており、順次町内全域でその調査を行い、土砂災害の恐れのある区域を警戒区域としてしていく予定だと伺っております。

また、これまで溪流保全を目的とする砂防施設は町内で 58 施設が整備されており、高知県幡多土木事務所による巡視活動や定期的な維持管理がされているところであります。さらに、急傾斜崩壊対策事業については、現在町内では川奥地区と蜷川地区で工事が進められており、来年度以降の新規採択に向けてもその取り組みを行っているところでございます。

広島災害のように甚大で悲惨な土砂災害から身を守るためには、日ごろから住民自らが危険箇所や前ぶれ、前兆現象を知っていただくとともに、雨量情報なども参考に早めに避難することが何より大切だと考えております。

町と致しましては、土砂災害防止工事等のハード対策と併せて、危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難対策の整備や情報伝達機能の充実を図るとともに、一定の開発行為の制限等のソフト対策を進めていく予定です。さらには学習会の開催など、防災教育の取り組みも強化していきたいと考えております。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

ありがとうございます。

私は、この先に起こった広島の災害なんかを見ていますと、その地域の土地の地形、それから土質、こういうものがかなり今回は影響されていたようでございますが。我々は、今言うその予知能力。ここは危険であろうと、ここは危ないなというような予知をしなければならぬと思います。

そのときに、今、危険箇所とかいろいろ調べておいでいただけたと思いますが、一番注意しておかないといけないのは、その危険な個所の住民、地域の住民に、その危険性の度合いをどれだけ行政と住民が意思疎通されているか。それから、その普段からそこにおられる住民が危険だと感じておられる場所を、町が今言う規制、条例規則の規制のために事業がなされていないという箇所はあるのだろうか。そういうとこをですね、もっと深く。

せっかく地域担当もございますので、まず住民の方にここは危険ですよという認識を深めていただきたい。それから、行政側が危険なと言いながら事業が進んでいない。こういう点の箇所がありましたら、その箇所も併せて教えてください。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

山崎議員の再質問にお答えします。

まず初めに、危険区域の指定についての考え方でございます。

高知県の中で特別警戒区域。これは一定の制限がある区域と指しますけれど、そこに建物であるとかいうものを建つときに許可をもって建つという所。これは高知市に現在ございますが、我々の住む黒潮町にはございません。

危険区域。いわゆる急傾斜やった所でエリアを決めて、その一定の範囲を危険区域。あるいは、土石流の下流上流で一定の区域の中で、その定める危険区域。この中で、ここに対する制限行為はございません。ですから、その区域を住民の方々がどこにあるのかいうことをまず知ってもらうことが必要だと思います。それには、先ほど防災課長の方から答弁しましたように、ハザードマップで住民がそのエリアがどういう区域であるのかいうのをまず知っていただくこと。それと同時に防災教育、学習会をきちっとやっていく。こういうことが必要であろうと思っております。

今後、先ほども答弁の中で基礎調査を入っておると言いましたけれども、全部で537カ所の区域。佐賀地域、大方地域を順次、幡多土木事務所が昨年度は佐賀地域を調査をしましたが、今年は伊与喜校区を、そして来年は拳ノ川校区を、さらにはその後は大方地域で順次基礎調査を入りながら具体的なその危険区域を定めて、それをもって市町村が情報提供を住民の方にきちっとしていくというシステムになってますので、そういうものを徹底してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

ちょっと分からないので、一つお聞きしますが。

この山地災害防止施設管理規則というのはどのような施設なんでしょうか、お聞きします。

この中に、林地に崩壊が発生し、人命、財産等に危害を及ぼす恐れのある個所について、これを防止するため、山地災害防止事業により黒潮町が設置した施設、およびこれに付随した施設、ならびにうんぬんの趣旨に適合する同等の施設という、というような定義が書かれておりますが、こんなところがあるがですかね。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

山地災害防止施設ということで具体的な例を申しますと、去年、25年度で事業として施工しました所では、藤縄。橋を渡って対岸の個所がありますが、藤縄。それからもう1カ所、県道中土佐佐賀線の下にあります久保浦地区がありますが、その所で2カ所工事をやりましたですけど。

そこは住家の後ろにコンクリートの吹き付けをやったということ。

それから、藤縄については車庫がつぶれましたので、その車庫の上に広角のコンクリートの防護材をやったということです。

以上、そういう所です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

はい、分かりました。

それですね、今言うその周知のことですが、ハザードマップいうのを配っておるということですが、ハザードマップをかなり広いこういうものですけど。その中の危険区域を果たして住民があれ見て、ありや、うちは心配な所にあるねとかいうのをどれだけ認識されておるろうかという心配がございますが。

その点についてですね、地域担当が行って、おじさんお婆さん、このお宅の辺りは危険ながで、分かっちゃうかよというぐらいのコミュニケーションというか、そういうところもぜひこれから取ってあげていただ

きたいと思います。

次にいきます。

それから、3番ですが、町内の町道農道等の橋梁（きょうりょう）の耐震、電柱や廃屋の取り組み方、その確認状況はということでご質問致しますが、現状についてよろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、山崎議員の1番、災害対策についてのカッコ1のマル3、町内の町道農道等の橋梁（きょうりょう）の耐震、電柱や廃屋の取り組み方や確認状況についてのご質問にお答えを致します。

まず最初に、災害時に橋梁（きょうりょう）が果たす役割と致しましては、何よりも落橋していないことが求められると思います。橋梁（きょうりょう）の耐震性、性能の向上が重要な要素だと考えております。

本町が管理しています町道上の橋梁（きょうりょう）につきましては、平成26年度現在で247橋、架設されておりまして、建設後50年を経過する橋梁（きょうりょう）は全体の20パーセント程度の割合ですが、20年後には50パーセント程度まで増加し、老朽化の橋梁（きょうりょう）に対して従来の対症療法型の維持管理を続けた場合、橋梁（きょうりょう）の修繕とか架け替えに要します費用が増大していくことは大変懸念されているところでございます。

このため本町では平成21年度より町道上の橋梁（きょうりょう）点検を実施し、昨年度、橋梁（きょうりょう）長寿命化修繕計画の策定を行いました。本年度は4橋の補修の設計委託を計画をしております。議員ご質問の耐震につきましては、津波浸水区域において避難路上にあります橋梁（きょうりょう）については設計委託時に耐震についても検討を行い、修繕工事を実施してまいります。

なお、本年6月4日から6日の梅雨前線豪雨により落橋しました有井川の法寿院橋につきましては、去る8月19日に災害査定を受けまして災害関連事業として採択をされましたので、今後早急に復旧をしてまいります。

農道の橋梁（きょうりょう）につきましては、現在、耐震調査等は行っておりません。町内には台帳に記載のあります農道の橋梁（きょうりょう）だけで116橋ありまして、そのうち大方地域が81橋、佐賀地域が35橋でございます。橋梁（きょうりょう）の耐震調査につきましては専門の知識が必要となりますので、業務委託等を行わなければならない状況です。委託を行う場合、その費用につきましては、補助の対象となる橋梁（きょうりょう）はございませんので、すべて町単独の予算となります。また、農道の場合、受益者が特定となりますので、受益者の方からご負担の方を求めなくてはならないと考えております。調査の結果、耐震補強が必要と判断されますと、耐震補強を行う場合も、町費、受益者負担等がかなり必要と考えられます。

次に、電柱につきましては、電線類の地中化を図ることにより、地震や台風などの災害時に電柱が倒れたり、電線が切れたりするなどの危険がなくなり、倒れた電柱に道路をふさがれることもないため、災害時における緊急車両等の通行にも支障がなくなると考えますが、なにせ電線共同溝工事につきましてはコストが高く、なかなか本町では困難な状況だと考えております。

電柱設置者の四国電力さん、NTT等には、避難経路にあります電柱について、災害時に備えまして支柱や支線によるさらなる補強をお願いしていきたいと考えております。

最後に廃屋につきましては、現在、国、県の補助事業であります空き家再生等推進事業を活用し、地域の住環境改善のため、老朽化した危険な空き家の除去等も行っております。対象住宅の要件としましては、町内にあります木造の個人住宅で空き家であること。また、賃借権がなく、住宅の老朽度が一定の条件を満たし、倒壊や火災により周囲の住宅や通路等に被害を及ぼす恐れのある住宅となっております。

補助金につきましては除去工事費の10分の8で、100万円を上限としています。

実績としましては、平成24年度が2件、平成25年度が6件となっており、平成26年度も引き続き事業を実施しているところでございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

まあ心配されてる所は行政も私どもも同じようなことかと思えますけれど、今度のその津波による避難とか、地震による避難とかいうことを考えたときに、この橋梁（きょうりょう）とか、電柱とか、もろもろの我々の逃げ道をふさぐというような状況のものをですね、どう取り除いていくかということが大事でありますし。

それから、今言う耐震の検査といたしますか、確認もやられていると今感じたがですけれど、そのレッドカード、イエローカードじゃないですけれど、この電柱は何とかせないかとか、この家は何とかせないかとか、この橋は危険ですよとかいうことをですね、あらかじめその住民に分かるようにしていただいた方が、日ごろから危ないなという電柱、危ないなという橋梁（きょうりょう）、これを認識しておくことも大事ではないかと思えますが、そういう手だてはないでしょうか。

例えば、橋梁（きょうりょう）なんかでもいろいろ耐震もされておるようですけれど、家の上を走るような橋梁（きょうりょう）とか、落ちてくるものがないかとか。電柱にしても、いつ折れるか分からんとか。それから、電線がいつ切れるか分からんというようなことを町民に認識させる方法は、そういう手だてとかは考えてないですかね。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは山崎議員の再質問にお答えを致します。

橋梁（きょうりょう）でございますけど。先ほども申し上げましたとおり、橋梁（きょうりょう）点検の方、既に終了致しまして、かなりもう老朽化した橋梁（きょうりょう）がございます。大至急直さないかんものにつきましては、ここ2年ぐらいでも直した経過もございます。ただし、どうしても事業費が増大しますので、そういう危険なところにつきましては荷重制限等もした橋梁（きょうりょう）もございます。その場所につきましては橋梁（きょうりょう）の前後にそういう看板等も設置をして、住民の皆さまにお知らせをしているところでございます。

電柱につきましては、町だけではなかなか判断つきにくいですので、今後そういう電柱設置者の業者の方ともまた協議をさせていただいて、そういう危険なところについては早急に立て替えをしてもらうとかいう相談等もまたしていきたいと思えます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

その廃屋というか、これは直接、地震対策とかにはつながらん場合もあるかも分かりませんが、私が町内をちょっと見たときに何軒か、この家屋は今不在であろうか、屋根がちょっと傾いておるなどかいうのも見受けられましたが。今言う補助事業で、10分の8の負担で取り除いておられるというようなことですので、少しは安心も致しましたが。

町の景観からも、それから地域の集落の安心からも、できるだけそういう危険性のある家屋なんかについて

は行政の方からですね、各戸に入ってご注意を申し上げて、そういう取り壊しの方向でですね、ぜひ当たっていただきたいと思いますが、そういう姿勢はどうでしょうか。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

今後できるだけ、特にはその避難経路にあるそういう老朽住宅につきましては、こういう制度等もまたご説明も申し上げて、住民が災害時にスムーズに避難できるように努めてまいりたいと考えております。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

4 番ですが。避難道、避難場所等の完成前後の地元要望への対応はということでお聞き致します。

これは今、町内全域で避難道、避難場所、それぞれ順調にといいますか、施設が設けられております。そこです、まあ人間の目というものは臆病（おくびょう）なものでございまして、物ができると、それだけじゃあ何か不安だなということが起きます。

それです、これは財政とか予算との兼ね合いもありますけれど、町の姿勢として、町がこれは 100 パーセントオーケーじゃということで事業も発注しておりますけれど、現実問題としてはそこへ避難する方の意見等では、息切れがするとか、ここに手すりがあったらええねとか、階段だからきついと、スロープがあったらええねというようないろんな意見が出されておりますので、ここらをですね、将来的に。

まあ予算も必要ですけど、どの程度の改修であれば対応しますよと、弾力的に考えていきますよというような考え方があるかをひとつお聞きします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは山崎議員の災害対策についての 4 番目のご質問、避難道、避難場所のことについてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、現在実施しています避難道や避難場所の整備計画は、2 年前内閣府から南海トラフ巨大地震に関する新想定が公表された平成 24 年の夏に各地区の自主防災会、消防団、防災地域担当職員が避難場所が新想定に対応できるかを主に中心にしながら検証をするワークショップを実施する中で策定をしてまいりました。

避難道、避難場所等の設計および工事の実施に当たっては、区長をはじめ地権者の皆さまや、実際に利用する地域住民の皆さまにご意見、ご要望をお伺いし、各段階で担当者が現地に足を運び、場合によっては設計変更を行うなどの細心の注意を払って整備を進めております。

しかしながら、計画施工段階では予想が難しい。例えば、大雨のときなどに水の流れが変わって不測の事態が発生する場合等がございますけれど、このような場合につきましては地元要望により工事完了後に補修する事案も発生しております。今後も完成前後の避難道、避難場所の要望に対し、可能な限りの対応をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

課長の答弁で、まあ可能な限り対応を目指していくというようなご答弁でしたので、それはそれで拝聴しておきます。

このスロープですが、スロープの角度といいますか、これはもし車いすで対応するなら、例えば100メートル行ったら1メートル上がって、100メートルで1メートルなのか、10メートルで1メートルなのか、そこらの角度が。車いすで対応できる角度というのは距離と高さの具合で分かっておれば教えてください。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

介護者付きと介護者付きでない場合とは、まず違います。介護者付きの場合は10分の1の角度。介護者なしであれば12分の1というふうな形になります。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

ということは、介護者付きの場合は10メートル行って1メートル上がるということまでは大丈夫だということですね。はい。

それから、この町分の階段ができて、避難階段がありますけれど、その西側の方に向けて下りる道も別工事でなされたようですけれど。この工事の目的、それから住民がそれをどう利用できるかというような行政の考えがありましたらお聞かせいただきたい。

私が見る限り、こちらの階段で無理なら西側の方からスロープで行けるぐらいの、もうちょっと整備をした方がいいかなというふうな感じで見ますけれど。まず、この事業をやったことについての目的とか住民の利用範囲とかいうことをお聞かせください。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員のご質問にお答えしたいと思います。

町分の西側の工事というのは、今現在やってる工事でございます、まだ完成してない分だと思うんですけど。あれは基本的に漁業集落整備事業でやった町分のメインの避難道を補足する避難道であるというふうに認識しておりまして、これも基本的には2年前のワークショップで住民の方と現地を踏査しながらですね、よりきめ細かい避難計画を作るのには住民の方もあちらへ要望されましたし、町の方もこれはちょっと小規模なんですけれど、やっぱり整備する必要があるだろうというふうな判断の下、整備しております。

（山崎議員から「目的とか利用範囲というか、目的と利用範囲」との発言あり）

失礼しました。答弁漏れがあったようで。

目的はあくまでも避難ですね。迅速な避難です。より確実な避難をするための目的でございます。

それから、利用の範囲というのは旧国道56号周辺ですね、町分地域の住民の方おいでるんですけど、あの辺の方中心。あるいは、場合によっては、途中、道を利用してる方もおいでるかもしれませんけれど。先ほど申しましたように、メインの避難道を補足する目的、利用の仕方になろうかと思っておりますので、あの辺の住民の方。それから、そのほか通行される方ということになろうかと思っております。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

これからいろいろと地域でとか要望も出されるかと思えますけれど、事業については少なくともここは誰でも利用できますよと、ここから誰でも上がれますよというような目的、それから利用範囲。利用人員というか、利用の幅をですね、地域の区長さんなんかと。それから、その辺りにおられる住民なんかとコミュニケーションも取ってですね、できるだけより良い避難道にさせていただきたいと思えます。

はい、分かりました。次いきます。

業務報告についてお聞き致します。

毎年提出される業務報告書の在り方について、町の考え方を聞きます。目的、記載内容はどのような観点でまとめられているのか。各課の統一的な考え方はあるのか。

報告書は本町の統計や歴史資料としても活用されるべきですが、内容の一層の充実に取り組んでほしいと。これは願望として書いておりますけれど、本当はもっと充実した方がいいんじゃないかなという考えでおりますので、まずはご答弁をお願いします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは山崎議員の2問目、業務報告について通告書に基づきましてお答えを致します。

業務報告の在り方につきましては、当該年度に実施した黒潮町の業務の一つにまとめたもので、同時期に作成される歳入歳出決算書の参考資料としての機能も果たしてございまして、決算書の金額優先の情報を数値や文章で補う貴重な資料としてとらえてございまして、相互活用を基本としてございます。

また、記載内容はどのような観点でまとめられているか。各課の統一的な考え方はあるのかということでございます。

まず、業務執行報告は各課の業務内容を分かりやすくまとめるということを基本にしてございまして、黒潮町が発足するまでは、旧町単位でそれぞれ違った表記をしてございましたけれども、黒潮町発足以来、より分かりやすく情報提供ができるよう、それぞれの町で作成した良い点を取り入れて作成するよう心掛けています。特に、普通建設事業の工事発注関係につきましては、旧佐賀町でやられていたエクセル表記にすることや、文章の多い情報はワード表記にして、読みやすくすることなど心掛けているところでございます。

また、現在の業務執行報告書は、予算の目的別に各課、各係の1年間の業務をまとめ、実績報告するものとして作成してございまして、監査委員による決算審査の資料としても活用してございます。

次に、報告書は本町の統計や歴史資料としても活用されるべきだが、内容の一層の充実に取り組む考えはないか、についてお答えを致します。

議員のご質問のように、業務執行報告書の持つ機能と致しましては、統計や歴史資料、後世への引継ぎ等に役立つ行政情報が記載されてございます。業務報告書は、当該年度のまとめを冒頭の総論でご紹介致しまして、目次にはそれぞれの行政施策のページを記載して、見やすさに配慮してございます。

そして、地区別人口と世帯数は年度末の数値を、行政の機構と職員配置は年度当初でご紹介してございます。

また、年間の主要行事をまとめて記載していますので、過去を振り返って当該年度の情報を知り得るには格好のまとめ方になっていると思えます。しかし、現在活用されて不便を感じている人のそれぞれの意見も参考

にしながら、今後も内容の充実に向けて努力していきたいと、そのように考えているとことごとでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

この業務報告書の取りまとめはですね、どういうふうな格好でやられているのでしょうか。

総務課長の幅広い考え方で、こうやれ、ああやれということで、大体仕切っておられるのでしょうか。

各課の代表が出てですね、この編集委員会みたいなものがある、これでいいねということでまとめておられるのでしょうか。

そこをお聞きます。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

山崎議員の再質問にお答えを致します。

取りまとめ方はどのようにされているかということでございますけれども。

各課、係での業務をそれぞれの課でまとめていただいて、編集段階で総務課に上げてきていただいてございます。そして、1 ページに行が 1 行だけ残るような場合もございます。そういった編集も各課にチェックをお任せして、最終的に総務課に原稿を頂いて、印刷に発注してる。そういった状況でございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

ということは、中身についてはあまりチェックされてないと。相互関係とか、それから統一性とか、組織としてどうだとかいうような考えは持たれてないように私は今感じましたけれど。

この業務報告書をつついて、どうこういうわけではございません。より良い業務報告書を作っていただきたいということで、今ご質問しておるわけですが。

教育委員会と、それからこの執行部との目次のその書き方とかが違う場合とか、それから財源内訳なんかについても事業の一覧がダットとあって、同じように財源内訳でもおんなじ事業がダットと来て、国庫、県費、一般財源というような書き方で。まあ、財源内訳としては分かりやすいわけですが、同じ欄を二重取ってあるとか、そういうのもございます。

それから、その 25 年、日時を表すのにですね。例えばですよ。25 年度年間主要行事というのが 13 ページにございますが、この年月日の欄なんかは、総務といいますか、執行部の方の町長部局の方はすべて 25 年からこう入れてるわけですよ。全部。これらはまあ無駄なことじゃなく、25 年度の決算報告にもう年月日だけでもかまかなと思うし。

ただ、26 年というときが来ますので、せめて頭に 25 年、26 年は要るかも分かりませんが。教育委員会を見てみますとですね、教育委員会はもっとすっきりやられておまして、月日ということでやられて、行事がございませぬ。

それから、執行部の方は各課の課も書いておられますので、結構ですが。おんなじ課がずらずらずら無駄な印刷費というか、がありますので、ちょんちょんでいいんじゃないかというような感じもございませぬ。

これは私の視点ですので、これから業務報告というものは本質的には各課が、各担当が 1 年間やってきた業

務を予算の決算書に併せて報告していくわけですが、皆さんのばらばらの書き方というのが感じられます。これはまあ私個人的にも昔からそういう観点が抜けておりましたのを、今ここでようやく気付いて言ってるわけですが、誠に申し訳ないですけど、そういう観点。1回やっぱり精査せないかんがじゃないかというふうに思います。

それぞれ各課担当で仕事内容が違いますので、記載したいけれど記載できないとか。これは記載せないかんために違ってくるかというがは当然でございます。それは分かります。

それからですね、この業務報告書は将来的に、この業務報告書を見ただけで当時の住民の生活感、それから悩み事、それからこんな意見があったとか、特別な特記すべきようなことはそれぞれの担当の中で1年間業務をやった成果として、私はこういうところへ力入れたけど、こういう住民からの意見があって、こういう反省をしておりますというような状況が見受けられればなおええかなという気持ちでおります。これは単なる決算の参考資料ではなく、将来的には統計にも、先ほど総務課長も言いました歴史的にも使わないかんものですので、一番、私、昔から感じておりました年間主要行事はですね、その町の顔ですので、年間やったらこれだけ見たら、町は1年こういうことをやってきなど。特筆すべきところは、この印とこの印この印のどこかなという、星印でも入れてみようというふうになればなおええかなと思います。

それでですね、今後、各課長が連携でお互いの業務をですね、やっぱり組織ですので横並びで記載せないなんとこ。これはまあ、各、特殊な各課の事情で書いていこうというような振り分けをされたらいかがではないかと思っておりますので、こういう意見を出しております。ぜひですね、今後、利用価値のある業務執行報告書にしていきたい。

それから、今言うその統計とかデータ。単年度だけで載せる。これは、だけじゃなくて、5年とかいう単位で載せていこうと。で、折れ線グラフでも書いていこうと。その方が見やすいんじゃないかというような意見も出されてもいいんじゃないかと思っておりますけれど、多分これは上司が、課長あたりが何も言わないからもう課長の言うとおりで、右へ倣えでやっていこうというふうになっているのか、今後の抱負を総務課長、もう一度お願いします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

山崎議員の再質問にお答えします。

ただ今、ご意見いただきましたことを貴重な意見として、今後参考にしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

やはり、こういう意見出したときに、何か総務課長が普段から考えていることがもうちょっと出るかと思ったけど、まあ参考にさせていただくということですので、よろしくお願い致します。

それから、今言うその町民生活の背景が見えてくるということですけど、我々がその歴史を残していくのに、まあ、今私は業務報告だけで言ってますけど、町政要覧とかいろいろあるわけですけど、その時代時代の国の出来事とか、町の出来事とか、特筆すべきところがあると思うがですけど。

それから、この時代は町民がこんなことで悩みよった。災害が多い時代であったとか、不漁であったとか、そういう特筆すべきことも網羅していったらどうかなと思っておりますが、この町民の生活が見える報告書、こうい

うものは追加で、別冊でもかまんですけれど、考えていかれないでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

今、作っています業務執行報告書ですけど、これにまた新たにその議員のおっしゃる歴史とかどうとかというのを加えていくということになりますと、また膨大な作業量が発生してまいりまして、年度の当初から業務執行報告書を作りながら1年間を送っていくようなことにもなってございます。

今この、まあ言えば資料編といった業務執行報告書になってございます。これだけを見て、例えば住民の方がどんなに幸せになったかというのはまず評価できないんで、例えば道路の延長がこんだけの計画でこれだけ進んで豊かな生活が送れるようになったかということは、この業務報告書の中では現在のところ見てとれない状況になってございます。それをまた新たな形でお見せするという事は、年度当初の区長会とかで各課の重点事業等をご提示してございます。それが1年間の中でどうなったかというふうな結果をまたお見せするようなことになろうかと思っておりますので、今のところこの業務執行報告書はこの形で進んでいきたいと、そのように考えてるところでございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

まあ、私の言わんとするところは、課長はこういうことを追加したら膨大な数になると言いますが。そうじゃなくて、各担当が1点、1行、半行でもかまん。今年はどういう問題について反省しますとか、こういう住民の意見が強かったとかいうことを1行書くだけでもだいぶ違うと思えますけれど。

まあ、これは私の考えです。総務課長、ひとついろんな観点で考えていただいて、業務執行報告書をより適切なものにしていただきたいと思えます。

あと10分ぐらいですけど、5分ぐらい入り込むかも分かりませんが、次へ移ります。

（議長から「行きますか。それは結構なんですけど、その」との発言あり）

3番、高齢者対策についてお伺い致します。

高齢で、単身世帯の方には非常通報装置を設置していますが、果たしてこの活用は成果が上がっていますか。本人の認知度合いが進むと誤作動の比率が多くなり、本来の目的よりも関係者に不利な結果が増えているのではないのか心配致します。関係者の現状と町の考えをお聞きますということです。

これは、非常通報装置を設置している個所が240件ございますが、これはこれで非常に高齢者の心配や安心のためには大事な装置であると考えております。我々、通常この自分の能力の度合い、認知の度合いで考えると、ここにもしものときは非常通報装置があるのでポンと押せば誰かが助けてくれるという感覚でございますが、これがちょっと認知の度合いとか体調の不良とかで急激にそれも押せない状況があったり、それから自分が意図せずつ押ししたりというような状況が出てきた場合に、通報は役場とかその関係者、民生委員もあるがでしょうか。それから、ご家族の方とかに通報が行くと思えますが。

この設備が悪いというのがじゃなくて、こういう状況に陥る前に何らかの手を考えていかないかと。この高齢者、独居の方についてですね、何らかの方策を前もって考えていかないかなあという観点で、この質問を出しております。

よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

それでは通告に基づきまして、山崎議員のご質問、高齢者対策における非常用通報装置の活用についてお答えしたいと思います。

議員のご質問にお答えする前に、現在設置している、これは緊急通報装置と呼びますけれども、これにつきまして少しだけご説明をさせていただきます。

この緊急通報装置は、一人暮らしの老人等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るために設置しているものでございます。近隣住民やボランティア等であって、安否確認および緊急時の対応等、必要な措置を取ることができる協力員の方を確保して登録するものでございます。地域の方や親族の方に第1協力員、第2協力員として登録していただき、第3協力員には、佐賀地域にお住まいの方につきましては佐賀支所を、そして大方地域にお住まいの方は大方庁舎本庁を設定して、それぞれ通報されるように設定をされております。

平成24年4月から平成26年8月末までの間において、役場に通報された件数は全部で46件でございます。そのうち、誤操作等の通報が37件、80.43パーセント。次に、停電などによる電池切れ、こういった部分の通報が5件、10.87パーセントとなっております。また、体調の急変などによって4件の通報がございまして、そのうち2件の通報の方が協力員や救急車によって病院に搬送されております。

このような状況からも、一人暮らしのご高齢の方などにつきましては、この緊急通報装置を設置することによって安心感が得られるとともに、一定の効果があると考えております。しかしながら、議員のご指摘にもございましたように誤操作の通報が8割強もあり、高齢化の進展等による誤操作がさらに増大するのではないかと心配をしているところでございます。

この誤操作につきましては、通報される第1協力員、第2協力員の方、そして第3協力員として通報される黒潮町役場にとりましても、この誤操作であることがしっかりと確認できるまで安否の確認をする。こういった必要がございますので、協力員をお願いしております地域の方、そして親族の方、および町職員の対応等につきましても、その負担等が課題であるというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

課長も、思いは同じところにあると思います。かなりの件数、佐賀だけでしたけれど、大方の方にも多分あるんじゃないかと思えますけれど。

こういう問題は皆さんが正常な状態で、その親族の方、それから近隣の方、それから役場の方が正常な形でその時間にはおるなという。例えば、昼間なんかやったら大抵おるなという感覚は持ちますけれど、皆さんが出掛けてるとか、皆さんに急用があったとかいうようなときにはこの装置は、例えば夜とかいうようなときにどうなのかなという感じが致します。緊急通報装置が鳴ったときには必ず、まあ役場の方やったら宿直の方とかが心配されて再度電話を致しますけれど、高齢になりますと耳も聞こえにくくなる。それから、その対応、電話かけても反応ができにくくなるというような状況がございまして、この緊急通報装置以外の観点で、もうちょっと老人の方、高齢者で一人暮らしの方なんかのその見守りの方法を考えていかなければならないかなというふうに感じております。

本人が正常な場合は、自分で判断能力もある、体も動くというときには、緊急ですので必ず利用されるべきであると思えますが。事前にですね、ソフト対策として本人との取り決めとかお話し合いをして、高齢に

なったときには、自分が体も動かん、耳も聞こえんというような状況になったときにはどうしますかというようなお話し合いもされてですね。

今、認知症の関係なんかでは成年後見人とか任意後見人とかいろいろございますが、そういうとこまで幅広く考えて対応していただけたらありがたいなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

山崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

今回の緊急通報装置、この部分につきましても、第1協力員から第3協力員というふうな形でさまざまな方々がここにかかわっていくというふうな部分で、見守り体制とかそういった部分も構築しているというふうに思います。ですから、それ以外の部分でもですね、その先ほど議員も申されましたように、成年後見制度とかいうふうな部分もあります。

それから、認知症の関係でいいますと、認知症サポーター。こういった部分の制度もあって、地域で見守り体制とかそういった部分も構築もしてきております。そういったさまざまな取り組みをしていく中でですね、地域の中で高齢者をこう一緒にサポートしていくという体制は、黒潮町としても鋭意構築していきたいというふうな部分で皆さんの協力体制をお願いしてこれまでも取り組んでおりますし、これからもこういった部分の取り組みを続けていきたいというふうには思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

12時になりました。課長のこれからの前向きな取り組み方で、住民にですね、ぜひ安心していただけるような取り組みを日ごろの行事の中で周知して、それからお互いが気持ちの交換ができるように、ひとつよろしくをお願いします。

終わります。ありがとうございました。

議長（山本久夫君）

これで山崎正男君の一般質問を終わります。

少し昼休み長くなりますけど、ちょっと用事がありますので13時40分までにします。

休憩 12時 02分

再開 13時 40分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、明神照男君。

10番（明神照男君）

議長のお許しをいただきまして、町長に3問について質問致します。

この9月の11日に、福島原発に関する吉田所長さんをはじめ、元所長の管さんの調書なんか公表され、それで9日には、昭和天皇の実録が公開され、ほんで自分ら、戦前の国の形いかね、その一部を知ることができたわけです。そういう中で、近衛元首相かね、陸軍とか軍部が共産主義者となつがちよるがやないろうかというような証言もあったということで、ほんで自分、最近の日本の国の動きが、何かそういう形に近い

がやないろうかというようなことも思うわけです。

そういう中で、これもまたあれですけど、まあ歴史というかね、中国の王朝が崩れたがは自然の災害の発生。それに対するその取り組みの問題とか、それから国税。鳥を1羽買っても税金が掛けられたとかというような時代もあったというような話もあるわけですが。まあ、東日本の大震災、その後の福島事故。それから先月、広島のおね、未曾有の豪雨の犠牲者の人にはね、ほんまにお見舞い申し上げる気持ちですが。そういう中で、自分たち、公共料金とか消費税その他いろいろな税の負担。まあアベノミクスのあれでね、恩恵を受けている方も多いがですけど、こんなことで田舎がどうなるろうかと思います。

それと、まあ自分ら漁師にとってはあの尖閣の問題ね。これは特別に関心があります。そういう問題で、日本が外国に攻めていったとき、今度はもしかしたら日本が攻めてこられるか分らんというような心配もあるようですが。まあけど自分ね、弘安4年のときはね、まあ神風が吹いて日本助けてくれたがですけど、今の日本で神さんが助けてくれる値打ちがあるじゃおかというようなことを思いもって、まあ自分自身そんな思いを持ちながら、まあ長いこと議会出さしてもろうちよるわけですけど。

けど、この、自分は口が悪いとき々言わしてもらわがですけど、この行政の財政いうと皆さんには申し訳ないけど。申し訳ないけど、まあもうけるがもうけまいが、その事業が良かろうが、悪かろうとは言わんけど、まあこれで今年が終わる。自分自身が自分の事業やったらよね、それは簿記の問題もあって、違いがありますきに同じようには言えんにしても、自分の事業やったら、こりゃいかん思うことも認めてきた言うたら申し訳ないけど、まあ認めてきたことも多い。ほんで、この9月は決算審査の議会でもありますし、まあ自分ら、これも申し訳ない。ほとんどのことが執行部には何でも反対みたいな存在ですが。自分らでも、本会計以外の特別会計については、もう執行済みやきこれはもう認めないかねえというようなことが現実にあって、まあいうたら町民の皆さんに対しては責任を放棄と言われても仕方がないような形でやらしてもろうたわけですが。

そういう中で、これ第1問の町の財政の会計処理の問題ですが。

6月の議会、自分の質問に副町長から、財務諸表4表を作成したという答弁でしたが、どのような数字の表になったかお聞き致します。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

失礼します。

それでは、明神議員の一般質問の財務諸表について、通告書に基づきましてお答えを致します。

まず、作成を致しましたのは、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表となっております。

どのような諸表になったということでございます。まず、資産形成度から申しますと、普通会計の資産総額が445億8,626万円というふうになっております。内訳としまして、公共資産約396億、基金245億、現金預金171億円などの内訳となっております。

次に、持続可能性から見た負債合計であります。118億4,451万円となっております。固定負債の地方債約90億円、退職手当引当金19億円、流動負債の翌年度償還地方債11億円などとなっております。普通建設事業の国、県の補助金などを集約した純資産は327億4,175万円となっております。

また、住民サービスの提供度を性質別行政コストから見てみますと、人件費17億円、物件費9億円、減価償却費16億円、社会保障費4億円、補助費等8億円、他会計への支出金6億円、支払利息2億円などとなっております。

ります。

国が示しました財務諸表の標準値というのがありますが、それで見ると、住民一人当たりの資産額 334 万 9,000 円、資産老朽化比率 48.75 パーセント、純資産比率 73.43 パーセント、世帯間負担比率 23.08 パーセント、住民一人当たりの負債額 89 万円など、行政コストから見た効率性、弾力性、自律性、支払能力についても標準値以内となっておりまして、健全な内容というふうになっておると判断をしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

まあ自分、前からも言わせていただいておりますように、町の会計というかね、なんぼお金が入って、なんぼ出て、ほんで残りがこればあやき黒字やというがが、単式簿記の現金を基にしたやりとりやき、それはそれで今副町長おっしゃったようにね、そういう感覚、そういう形で見たら、まあうちの町もそんなに悪い財務内容やないということは言えると思うがです。

が、自分らの民間の複式で考えたらよ、まあ皆さんがよく言われる、ええ借金、悪い借金。民間にとったら、ええ借金いうがはないわけでねえ、借金ですき。確かに比較の場合には、レートが安いとか、補助金が出るとか、ああ、これは条件がええき、ほいたら借って使おうかいうことはあります。けれど、借金には変わらんがです。ような自分らは、まあ自分は考え方するもんで。ほんでまあ、6 月議会に町長、副町長から説明いただいたとき、それはそれとしてまあやむを得んと思うたわけで。ほんで、今の数字も分かりました。

それで、そのときに、作成の結果これが正確な財務諸表と言えるかどうか疑問が残るというお話でしたが、今も言ったように、自分らの場合は 1 引く 1 が 1 にならん。ゼロになる。けど、行政の場合は 1 から 1 引いてもゼロにならんこともあるわけやということで。

ほんで、そのどういう疑問が残り、その疑問に対してこれからどのような取り組みをするお考えか、お聞き致します。

議長（山本久夫君）

明神議員、これ 2 番の答弁で構いませんか。質問のカッコの 2 番の答弁でいいがですか。

（明神議員から「はい、もう 1 番は」の発言あり）

ええですか。

（明神議員から「はい」の発言あり）

はい。

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは、明神議員の 2 番目の質問にお答えを致します。

作成しました財務 4 表につきましては、先日、全員協議会でもご説明を致しました、全国で統一調査をされております普通会計の決算統計を基に、国の総務省改訂モデルという様式によって作成されたものでございます。

財務諸表作成には、水道会計のような複式簿記による勘定の資産科目、損益科目などにより仕分けを行って、その積み上げが財務諸表となるものと認識をしております。しかしながら、この会計で歳入と支出により単純に合計をするものでして、仕分けが存在をしております。決算統計で分析をされた合計額を、科目を振り替えて作成した財務諸表となっております。例えば、公共資産を算出するに当たり、道路などの普通建設事業の

金額をそのまま資産として計上するもので、道路も建物なども分類もなく、資産の有形固定資産として計上することとなっております。

この財務諸表の作成につきましては、これまで経験のない担当だけでは不十分な内容となりますので、金子監査委員のお力もお借り致しまして作成をまいりました。実際にこの資産は確定されているものではなく、正確なものとは言えないとして指摘されてきたところでございます。

この資産の評価に対する問題点を解決するためには、今回の補正予算に計上しております固定資産台帳の整備が一番というふうに考えておまして、国の基準モデルの様式による財務諸表の作成とともに固定資産台帳の整備に力を入れたいというふうに考えており、これにより、古い資産など不明要素の部分が改善されて図られていくものというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

先にも聞いていただいたようにね、その処理の形というか簿記の形が違うもので、なかなか自分が言わんとするとこと、まあ町長、副町長のね、行政サイドの話とはかみ合わん部分があるとは思いますが。

ただ現実には、税はどんどんどんどん上げないかん、上がってくる。結局、国そのものが働くわけやないがですかね。税金集めて、その税金を町も、まあ自分らの言葉で言うたら、もろうてそれ使うわけで。それはそれで自分、成長期はそれほど、町民の皆さん、国民の皆さんも多くの皆さん負担にならざったと思うがですけど、だんだんだんだんもう国の。まあ今、アベノミクスでまた成長という話も出てきちよりますけれど、現実には停滞というか、一般論で言うたらね。その一部で、先にも聞いてもろうたように株持ちちょう人から大手の関係者なんかはそれはうまいもん食べれるようになってきちよるけど、そうやない人はだんだんだんだん厳しいなってきたよと思うから、ほんで自分は今のような、基本的な今のようなやり方ではこれはますます厳しいならせんろうかと。まあ国も 1,000 兆の借金なって、町も 100 億、120 億、130 億というような借金が出てきよる。民間やったらね、こりゃこんなことやったらどうにもならんぞ、こりゃいかんいうて、その借金をよ、まあ 1 円いうたらあれですけれど、少なくするための取り組みをするわけと自分思う。そうせなお手上げで、ご飯食べれんなるがやきね。まあそういう思いで質問をしたわけで、まあこの 2 番も分かりました。まあこれも、もうどうのこうの言うてもね、そうやねいう話にならんことはもう分かちょうき。

で、次の 3 番目の質問ですが。ある衆議院議員がね、オリンピックまでは何とかなる、日本の財政。けれど、その後は考えられんような怖いことが起きる。どんな怖いことか自分には分からんけれど。ほんで町も、もう合併特例債、10 億の返還が始まるわけで。ほんでこのときも自分、10 億を借るというときに、当時の総務課長、あてい自分の金やったら自分はよう借らんいうて。課長、おまん自分が借るがやったら借るかよいうて、自分聞いたことやったけどんよ。まあ結果として合併特例債いう形でね、借って、ああ、良かった良かった、一時はうまいもん食べよった。食べれたけれど、いよいよ元戻さないかんになった。ほいたら、国が 7 割は見てくれるとか。で、そこでまあええ借金、悪い借金の話が出てくるとは思うがですけど。

来年、再来年、このある衆議院議員が言う 6 年後、まあ 20 年なりますけれど。このままやったら平成の 32 年か、6 年。ほんで、西暦で言うたら 2020 年。そのときの財政の予測は、町としてどのような予測をしておるかお聞き致します。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは質問の財政予測につきまして、通告書に基づきましてお答えを致します。

先に森議員にもお答えをしてきたところでございますが、普通交付税につきまして、合併から10年間、平成18年度から27年度まで、合併算定替として旧佐賀町と旧大方町が存続していたと仮定した場合の両町の合計額を合算した普通交付税額を受けることとなっております。

しかしながら、平成28年度から32年度までの経過措置として、平成28年度より約1億円の減、次の年の29年度には、さらに1億円の減と。というように1億円ずつの減額となり、32年度には、27年度と比較をしまして約5億円が減額となる予定となっております。

健全化指標で見えますと、25年度決算分で普通交付税を一本算定で試算をしてみますと、今年度、実質公債費比率10.1パーセントのところは11.6パーセントと上昇することになります。そして将来負担比率につきましては、19.2パーセントが22.2パーセントというふうにも上昇することとなります。これは計算上、分母の減額による上昇ということになります。健全化の率としましては健全の範囲内でありまして、さほど上昇することはないという結果となっております。

しかしながら、一般財源が純粋に減額となるわけですので、予算編成につきましては大変厳しいものになることが予想されます。普通建設事業の年次計画による公債費の年次償還額の調整、特別会計一部事務組合の健全運営による一般会計繰入金の抑制、産業振興による雇用の拡大による歳入確保対策など、健全化に努めていかなくてはならないというふうにも考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

まあね、自分も予測をお聞きしたがやき、それはそれでいいと思うのですが。

今度、第2次の安倍内閣が発足して、目玉といわれているね、地域創成への取り組み。まあ石破さんが大臣。で、まち・ひと・しごと創成本部を安倍総理も立ち上げた。そのときに政策立案に当たっては、地域の個性を尊重して、全国どこでも同じ枠にはめるような手法は取らないことと、ほんでばらまきは絶対にしないようにというように釘を刺したというような話、記事が新聞、テレビでも言っているわけで。ほんでそのときに、地域に根差した民間企業のアイデアを生かすように指示をして、7つのポイントを示したということですが。

黒潮町としては、そういう国からの取り組みに対してどのような取り組みを。この先ほどの財政の予測の中、そういう問題も絡んでくると思うのですが、どのようなお考えを持っておりますかね。この新しい国の取り組みに対しては。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

国の地域創成につきましては、ポイント的なものは出されておりますけれども、まだまだ具体的なものがないというふうに思っております。

各部署でそれぞれ、地域の資源を生かせるものとかですね、民間企業を生かせるものとか、それぞれ方策はあろうかと思いますが、まだ具体的な部分が出てきて、それからいろんな方面で考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

今、副町長のご答弁にあったように、まあ国は7つのポイントを示したけど、まだ具体的なものが出てないと。

このね、具体的なもんが出てきたころに取り組みよったらもう手遅れ。国が方針を出したときに、ほしたらうちの町はこうしようと。こうせないかんねというもんがよ、自分ら民間にはなかったらね、もうやっていけるなるがやき。まあ、ようみんなが言葉で使うその先取りいうかね。まあそういうことで、これもまあ何だらかんたら言うてもね、それぞれの思いの中、考え方の中の問題やきにあれですが。

自分ね、この安倍総理の民間のアイデアの趣旨に、民間には良い、それこそ良い借金はないぜよと言いたいと思う、自分は。これはね。民間の良いアイデア、先にも聞いてもろうたようによ、ああ、また国が補助金出してくれるきに、補助金がついた事業やきやろやろいうてよ。今、自分ら民間が苦しみようがはね、そういう国が補助金つけてね、これやり、あれやりいうてよ、進められてやったこと。それをやった人の大半がよ、もう借金で苦しめられよう。余裕のある人はね、国のそんな事業はようせんきね。これは。利用するよりか前に、自分で取り組んだそのポイントを押さえた事業を自分の金で大体始めるきよ。ほんで、自分思うがです。

ほんで、まち・ひと・しごと創成本部もね、親離れのできない息子をつくろうとしちょうように、自分思う。口ではああいうて言いようけど。地方が借金がないなったらよ、国の言うこと聞いてくれんなるきね。嫌でもよ、国の言うこと聞かそうとして、本音は。じゃないろうかと自分は、人が悪いきそう思うがやけど。

まあ、この問題らにしても自分お願いしたいがは、せっかく、自分取り組み、国の出しちょうもんらはええと思う。ほんでそれを地方が、自分らが、どうやって生かすかじゃないろうかと自分思うもんでね。ほんでまあこの質問もさせてもろうたがですけれど、分かりました。

そしたら次の、2 番の漁業対策を質問致します。

これも、先に浜田課長にも、もうおまんも耳にたこ、おまんも町長は耳にたこができるばあの話やきに聞きとうないやろとは思いうけんどうてよね、聞いてもろうたことやったけど。

けど現実には、この間も高知新聞にもね、県内の漁業者が4,000人を切った。これは高知だけの問題やないきよ、そう悲観することもないとは思いうけんどう。けど、細かい数字では3,970人いうて出ちょうけんどうね、これは準組合員とかよ、ほんとの漁業専業者やない人も入れた多分数字やと思うが。ほんで、まあ世界にはね、自分は思うがです。海のない国もあってよ、海のない国は漁業はないがやきね、一般的に言うたら。まあ海のある国に銭出して、ほんで魚取らして、それはこっちへ持ってこないかんぜよいうような形の漁業やりよる国はありますけんどう、基本的には、海のない国には漁業がない。ほんで自分、あっさり言うときもあるがです。なんちゃあね、日本の漁業のうなってもかまんぜよいうて。それから、申し訳ないけんどう百姓さんものうなってもかまんぜよいうて。その代わりに、国は1億、1億2,000万の食糧確保する責任があるぜよいうて。そういうことで、まあ自分、この2番目の問題は出さしてもろうちよるがです。

ほんで、自分前も、高知県でもね、この漁業問題検討会、検討する会を前はやりよった。今もやりようかどうか、自分知らんけんどう。で、そのときに言うたことある。残念な、申し訳ないけんどうね、もう高知はカツオもマグロもどんどん来んなってきようと。カツオ漁業も駄目になってくると思うき、県の水産業船がこんなことやったら、これは自分らもう北海道か東北行て、魚の取れるとこへ行て漁業やらんといかんなるか分からんぜよ、いう話をしたことでした。

そういう問題の自分は解決策として、これももうほんまに耳にたこができた、あの魚礁設置の問題をずっと言うてきたわけですが。この問題は、魚礁設置は設置として、ほんでここへ書かしてもろうちょうように、1点目から。この魚礁設置の問題は、自分ももうええかげんにしようかと思ひよったがやけん。けん、今年らしも、こぎの人らがね、カツオが来ん。それからマグロいかシビが来ん。それから、またこの夏場の養殖の稚魚の、まあ自分らヨコ、ヨコいうけん、それも規制。まあ、あれも半分半分いうけん、あれは、まあ自分そんなこと言うとおかしいけん、平成4年、5年の水揚げの半分やきよね。ほんで国全体としたらよ、それを現実に去年、おとしに比べたらそんなに減るあれやないけん。ないけん、現実にはああいう形になってきちょうきに、ほんでどうしても魚礁はやってもらいたい。やってもらいたいやない、やらないかんと思うもんで、ここへまた出してきちょうがです。

ほんで、魚礁の話はもう6月も、前の3月も、大型の魚礁やったらどうぜよ。やらないかんがやないかよという質問させてもろうちよるから、もう具体的なことは言いませんけん、やっぱり前と同じような魚礁の取り組みですかね。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

失礼します。

それでは明神議員の、漁業対策のマル1、魚礁設置問題についてお答えします。

残念ですが前回とあまり変わった答弁ではありませんが、報告させていただきます。

最初に、要望活動から報告させていただきます。

本年4月18日、市町村水産主務担当者会議において、土佐湾を1つと考えた大型沈設魚礁の設置の要望、さらに5月23日、四万十市に視察来庁しておりました高知県議会商工農林水産委員会に対して、沿岸域への魚礁の設置要望をしております。

4月18日の回答として、TACの魚種であるマサバの資源回復を要望しましたが、費用対効果、これについては高知県で占めるマサバの割合が全国の2パーセント、主に大中の全国の巻き網が取ってるということで、少ないことから費用対効果として厳しく、事業については情報収集を図りたいとの回答でした。また、5月23日については、前回答弁と同様ですが、設置に関して必要な効果を十分に説明できないことから平成16年度以降事業の休止となっており、効果の把握について魚礁の漁獲量、魚の滞在時間の調査を実施して、データの収集と分析に取り組んでいるとのことでした。

高知県の産業振興計画の中で、漁場整備の位置付けとして、平成27年度まで漁獲効果の検証を実施することとなっております。

不漁が年々深刻さを増す中、今一つ町の案として、旧よこはま水産で冷凍魚の保管に使用していたボックスパレットがたくさんありますので、これをつなぎ、重ね合わせたりして、高層化した魚礁、間伐材を含んで魚礁ができないかと考えております。それで関係機関、土佐清水の海上保安署、高知県の幡多保健所、漁業振興課と協議を始めております。

また、リマ、種子島の事業ですが、これを導入して、県補助を受けないで事業を行うとすれば、この場合、町としても費用対効果を考えた対策を取っておくことが必要となります。沿岸漁業の現状を考えると、町として事業の再開を検討する時期に来ていると考えております。

最後に、沿岸漁業者にとって燃油価格の高騰が続く現状において、沈設魚礁の魚礁効果は絶大であり、沿岸域の効果的な漁業活動が可能となり、コスト削減にも大きく寄与するものです。

高齢化する沿岸漁業者の対策としても、得られた調査結果を基に早期に沈設魚礁設置事業が再開できるよう、引き続き要望活動を行っていくつもりです。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

今、課長のお話にあったね、昔のよこはま水産の鉄のパレットいうかね。自分もね、ありゃあ、よこはま水産できたとき、2、3年してからかね、あれ造ったがね。ほんでね、亜鉛かけがよ、あれね金掛けちょうね。普通やったらね、もう潮ざらし、雨ざらしやきね、さびが出ないかん思う。思うけど、今こんなこと言うたらおかしいけどね、親方日の丸で金掛けちょうもんやきよ、ほんで相当長い間どぶ漬けの時間漬けちょうが。どぶ漬けの時間が短かったら、じきさびが出るがやき。ほんで、それを海へ沈めるがはもったいないけど、あこ置いて遊ばすがで、これは付け餌に利用できるろうかと思うて、まあ課長にお聞きしようと思ひよった。もう使うてもかまん年限が過ぎちようかどうかね。ほいたら、今のお話ではそういうような形で。

それでね、自分この前にね、元宿毛支所の中西さんから電話いただいてね、ほんで岡山の魚礁製造メーカーの今会長さんなつちょうけんど。がね、自分月に1回、業界誌へちよつとしたもの書かしてもらいようき、ほんでそれ読んでからね。ほんでそのときに、自分もう高知、佐賀はカツオ、マグロ駄目やき、もう底の魚を増やしてやったら、今課長おっしゃったように油も要らんし、ようなことを書いちゃったら、1回時間取れんろうかいう電話が元市長さんからあってね。この間いうても8月の何日やつろうか、自分高知へ出て行て。わざわざ佐賀へ来てくれるいうがやったけど、わざわざ来てもらうこともないきいうて行て話聞いて。ほんで、そのあれがね、自分議会済んだら1回その岡山へ行てこうと自分は思ひようがやけど、カタログで見たら、一番こんまいが一つが2万ぐらいでできるがよ。ほんで、これやったらそんなにお金も掛からんし、何とかなるがやないろうかという思ひ。ほんでそれを何とかするには、今の鉄のパレット使えんろうかな思ひよったが。ほいたら今、課長のお話ではねそういうことで、まあ課長も既に動いてくれよいうき。

ほいたら、今までの話よりかはだいぶ進んだ話になるような、今のご答弁やったきにね。ぜひね、自分はそれを元にして、それから、これもいっつも聞いてもらう、沖合に大型の魚礁を設置したらよ。

ほんでまあこれはね、課長の言うことも自分分かる。これは税金使うがやきよ。県が、国がね、実績とかよ、何だらかんたら言う。それはそうやと思う。けんど昔の人は、そんなことひとつも調べんづつによ、どんどんどん付け餌をやって。ほんで付け餌をやったら魚が増えよったきみんなが、まあ豊かやなかったけどご飯食べれよったがよね。やと思うがやき。

ほんで、課長のおっしゃる調査。これは課長、自分2、3年前も高知で部長に話したらよ、明神さん、実績挙げてこないかん言うきね、言うたんや。部長さん、おまん実績挙げてこい言うたち、まだそれなんちゃないがぜよいうて。けんど漁師の考え方としたら、魚にとって魚礁は家やき。人間、家ができたら家入る。魚も一緒やと自分は思うて、昔の人もそうやちよるがやきお願ひするがですいう話を聞いてもろうたことや。

まあこの魚礁のがはいうことでね、まあ課長も今、答弁いただいたように、今度こそ物になるように。

ほんで、そのためにはやっぱね、課長やない町長がよ。なんぼ課長がやるやる言うてもね、町長がやれ言わんことにはやれんことやないかと思ひますけんど。

町長、どうですらうかね。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

今、課長が申し上げた、残さいを使った魚礁はですね、当町で独自でも検討できる案件ですので、それは検討しますけれども。

それで魚礁設置が終わりということではなくて、自分たちがずっと県に求めてきたのは、議員がご指摘いただいているほどの大規模なやつではないですけども、それに見合うような中規模なやつですね。黒潮町沿岸域の中規模の魚礁設置ですね。これについても、実は黒潮町が単費でやろうと思えばできるんです。ただし、あまりにもその財源負担が大きいもので、先ほど申し上げましたように、例えばリマ種使いましょうかとか、県の補助を使いましょうかとか、こういったことでずっと協議をしてるんですけども。結局のところ、やっぱり補助金ですのでまあ会計検査の対象になるということで、しっかりと事業効果の事前資料がないと実施ができないというのが、自分たちの立場なんです。よって、その事前の資料整備のために、今の佐賀の漁協の組合の皆さんにお世話になりながら鉱石調査をさせていただいて、どこの魚礁でどれだけの漁獲が挙がっているのか。よって、そこにどんだけの追加量を投入すればですね、このぐらいの漁獲が挙がるであろうという推測を立てるための事前資料の、今整備をしているという段階でございます。

よって、町単独で、ある一定の少額規模の魚礁については単独で検討させていただくと。それから引き続き県の方にも、この中規模の魚礁設置については要望も続けていくということでございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

今、町長もおっしゃるようにね。ほんで自分、あれは5月の10日やったかね、高知でカツオの不漁対策として水産庁からもおいでてくれたときに、県から選出の中谷衆議院議員、おいでてくれちゃったもんでね。あのカツオのがで。そのときにね自分、先生ね、もうこれは、せっかく先生こうやって力入れてくれようけんど、現実問題としてもう今の日本の漁業法いうかね、取ったもん勝ちの中でのカツオはもう南で取ってしまいうき、うちらへは来んなる。来んなってきたがが昨日、今日の、もうひき縄がどうにもならんってきた問題やと思いますきに、カツオはカツオの問題としてお力貸していただくとともに、自分は底の大型の魚礁で底魚を増やしたら、これは外国にはもう関係ない、油もそんなに今までみたいに使わんでもかまん。高知の、佐賀のいうことやないと。土佐湾の漁業者、漁師の人みんながね、ご飯食べれるようになる本当の海洋牧場。浮魚礁と、それから底への設置の海底設置魚礁を、ぜひ先生、国の事業でも現実に、鳥取とか島根とか長崎じややりよるがやきにお願いしたいと思いますいうことを聞いていただいたことですが。

そういうことで、ぜひ今の町長のお話ね、町でやれる部分。それから町ではやれん部分はもう県、国になるのは当然のことやと思うもんで。ぜひ、そういう形で進めていただくようお願い致しまして。

2 番目の、ひき縄船の漁獲量。それから、これ大体同じようなあれになるき、もう2、3一緒に、数字が分かっておればお願い致します。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは、明神議員の漁業対策のマル2、本年度8月までのカツオひき縄船漁獲量と、過去5カ年間の対比についてお答えします。

これについては、佐賀の漁港にカツオの水揚げされた量から報告させていただきます。各年のひき縄漁、4月から8月の佐賀漁港の水揚げによりお答えさせていただきます。

平成 21 年 14.1 トン、998 万 5,000 円。

平成 22 年 19.6 トン、1,147 万 4,000 円。

平成 23 年 13 トン、916 万 6,000 円。

平成 24 年 66.6 トン、3,588 万 2,000 円。

平成 25 年 16.8 トン、974 万 1,000 円です。

この 5 カ年間の平均が平均 26 トン、金額にして 1,524 万 9,000 円。

それから平成 26 年。これが 10.2 トン、これが金額として 680 万 9,000 円です。

5 カ年間の平均と 26 年度の平均を比較をしてみますと、量で 15.8 トン、60 パーセント。金額で 844 万円、56 パーセントの減となっております。

それから 3 番目の、昭和 50 年度の中型、19 トン型 20 数隻の年間水揚金額と、昨年度の水揚金額についてお答えします。

各船別の水揚げデータおよび昭和 50 年度の漁船階層別データがありませんので、平成 5 年度の対比でお願いします。マル 2 同様、佐賀漁港水揚げからお答えします。

平成 5 年ですが、大型船 91.6 トン、3,145 万 9,000 円。

19 トン船ですが、これが 254.2 トン、1 億 4,248 万 3,000 円。

ひき縄船、62.6 トン、4,239 万 1,000 円です。

合計で、水揚げ量が 408.4 トン、それから金額が 2 億 1,633 万 3,000 円です。

それから 25 年度ですが、大型船が 64.4 トン、1,638 万 4,000 円。

19 トン船ですが、186.4 トン、1 億 714 万 1,000 円。

ひき縄船が 19.8 トン、金額にして 1,241 万 3,000 円。

水揚げの合計が 270.6 トン、金額が 1 億 3,593 万 8,000 円です。

差し引き、量で 137.8 トン、34 パーセント。金額で 8,039 万 5,000 円、38 パーセントの減となっております。

なお、データとして旧佐賀町の業務報告書より出したもので、昭和 50 年度は、一本釣り漁業として 261 トン、金額にして 1 億 4,058 万 1,000 円となっております。

漁船の階層別として、50 トンから 70 トンが 20 隻、70 トン以上が 1 隻となっております。

平成 5 年度の掲載データがありませんので、平成 6 年度は、中型、大型漁船が 16 隻、19 トン船が 10 隻となっております。

以上です。

議長（山本久夫君）

税務課長。

税務課長（川村一秋君）

それでは明神議員のご質問の、2 番目の漁業対策についての 3 番の、それぞれの関連町民税額についてお答え致します。

町民税には、個人町民税と法人町民税があります。

個人町民税の所得には、主に給与所得、営業所得、農業所得、雑所得などがあります。漁業関係者の皆さまの所得区分は、船主の方などは営業所得、給与として事業主から支払われる船員の方などは給与所得に含まれます。所得状況では、漁業関係者だけの区分ができず、特定することができません。そのため、漁業関係者の町民税の集計もできていません。

また、町民税申告書の紙データを手作業により、個人個人の積み上げ集計は困難と考えております。

法人町民税についても、法人事業所によっては、漁業、水産加工、販売などを行っている法人事業所もありますので、漁業関係者だけの把握ができません。

漁業関係者の皆さまの個人町民税、法人町民税ともに特定することができませんのでご理解ください。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

まあ2番、3番、町税も含めて、分かりました。

ただ、税の問題はね、やっぱりこれから先にの話じゃないですけど、大事な、町にとったら収入ですきね。ほんで、仕組みとかシステムの関係で出せんかどうかはともかくよね、やっぱり精算金額がどれくらい、ほんで、それによる税がどれくらいというようなことは、自分、押さえないかん必要があるがやないか思うがです。

今言う、面倒さというが嫌な面倒さということやない、事務的にいろいろ問題があるき。そのためには人の手が要るとかいうようなこともありますけど、あるとは思いますがですけど。今もパソコン台入れての集計は自分できるがやないかないうようにも思うがですけど、基本的には、やっぱり今言う町へ入ってくるお金やきにね。それはこれからほんとに、それこそ安倍さんやないけどよ、独立した町、黒潮町というようなあれを考えた必要なことやないかと思いますが、まあ分かりました。

ほんで、2番、3番は分かりました。

ほんで4番。これは、これもなかなかつかみにくいかも分かりませんけど、まあ単純に言うてね、合併前の佐賀のときは割と漁業関係者が多かったきね。ほんで、船員保険の医療の給付やったきに、ほんで国保も楽やったと思うがです。けど今は、まあ大方と一緒に、それから船そのものもどんどんどんどん少のうなって、船員そのものもね少のうなってきたきに、佐賀のときほどの比率ではないとは思いますが。思うがですが、まあ分かればということで、こういう4番の質問にさしてもろうちよるがですが。分かる範囲で構いません。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（金子富太君）

明神議員の質問に、漁業対策についてのカッコ1、マル4、昭和50年度、国保と船保の割合と昨年の船保関係者の年金について、通告書に基づきお答えします。

まず、昭和50年、佐賀、大方両町の国保と船員関係、医療費の割合についてです。

誠に申し訳ありませんが、昭和50年度の資料は随分前になりますので、国保の資料、また船保関係の医療費、共にありません。

国保と船保を比較できる、平成23年の資料により答弁をさせていただきます。

平成23年度、黒潮町の国民健康保険一人当たり平均医療費は33万1,493円で、船員保険一人当たりの平均医療費は18万3,803円となっております。金額では14万7,690円国保が高く、国保に対する船員保険の割合は約55パーセントとなっております。

次に、昨年度、船保関係者の年金収入金額の概算と一人平均額についてですが、船員保険関係者を特定することはできませんので、黒潮町の方が船員年金を受給している資料でお答え致します。

平成25年中の黒潮町の船員年金の受給総額は、老齢年金、通算老齢年金、遺族年金の合計で、受給者56人、年金額約8,100万円で、一人当たり平均は144万6,555円となっております。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

まあ自分の立場でね、こういうことを言わせてもらうがはどうかとも思うきに、今の課長の報告していただいたこの数字で。

ほんで、厳しい現状ではありますけれど、やっぱ船員保険事業いうあれは、地域の行政ね、町にとったら、ある面の貢献いうか、が自分はあると思うがです。そういうことで、まあこれ漁業対策じゃないですけど、何とかこの漁業を続けていける条件いうか。

ほんで、まあ町長にも何回か聞いてもろうたこともあるがですけど、漁船漁業はね自分は、今聞いていただいたようなそういう効果もあってよね。ただ、今まで黒潮町、佐賀のカツオ、佐賀いうたらカツオ。けれど、自分の口からカツオはもう駄目や駄目や言いよるきに、なかなか、ほいたらカツオ船とかいう思いには実際行き着かんと思うがですけど。けれど自分ね、魚はカツオだけやないきね。ほんで自分ら自身も、まあ自分自身が、うちが漁業続けるとしたらよ、ほいたらカツオ代わる何をせないかんか、どういう取り組みをするかいうかが、目の前の問題であるわけです。

そういうことで、まあこれも町長に、漁業公社つくって、町長、船造って、今国もそれこそ補助金出してくれるきにいうような話も、本音と冗談で聞いてもろうたこともあるがですけど。自分は1つはね、漁業も、それから農業も、それから畜産業ね。漁業問題とは関係ないみたいになってきょうけんよね、要は食糧生産量という位置付けで、自分、国は考えないかんと思う。ほんでそれは、自分県にしてもよ、町にしても考えないかん問題。もう自分は目の前へ来ちようと思う。これは食糧という問題でね。

そういうことで、そういう考え方、食糧生産業の考え方の中で、やるやらんはともかく、町長よね、町として、そういう問題に対する考え方があったらお聞きします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

ちょっとずれるかも分かりませんが、一次産業振興策としてはですね、さまざまご提案もさせていただいて現在もやっているとところです。

ただ、この漁業につきましては、どうしても農業と構造的に課題が違うのは、この資源の問題だと思っております。この資源の問題についても、できるだけ発言をするようにはさせていただいておりますけれども、なかなかこう遅々として前に進まないというのが現状ですが。

先般もご答弁申し上げましたように、やっとな生産政策部会の方にカツオという個別の名称も乗せていただくことができました。もう9月の中ですから、もう概算要求の予算書はできていると思いますので、10月の9日に、この水産業の振興対策協議会の理事会がございまして、そこで水産庁から27年度の予算要求の概算をご説明いただくようになっております。またその際にですね、いろいろこちらの方からも要望もさせていただくことにもなっておりますので、本日いただきましたご意見も参考にしながら協議も進めてまいりたいと思います。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

まあね、自分、遠慮なしに言わせてもらうがよ。水産庁も漁業が駄目になったらご飯が食べれなくなるがやきね、水産庁では。

ただ残念なことにはよ、今町長のお話のような取り組みがなかったきに、日本の漁業はどんどんどんどん駄目になってきた。まあ、自分は制度の問題もあると思う。これもまあ、ここでも前も聞いてもろうたように取ったもん勝ち。もう、こればあコストが、まあ取ったもん勝ち。取るためにはコスト掛けないかん。そのコストも、あるときから言うたらもう、まあオイルショック前から言うたら30倍ですきね。あのオイルショック前は3,000円から3,500円やったが、今10万ですき。そういうようなあれになってきちよるきに。ほんで、今の仕組みをそのまま残したね形やったら、自分はなんぼ、国がどうするこうする言うてもね、元気になれんと思うちよう。ただ、今年も今年の春からね、IQ、ITQの取り組みもサバで出てきたもんで、ぜひ先ほどの町長の、その新しいできてくる制度ういかね、そういう会合の中でもそういうことを勘案した発言をお願いして、この4番は終わります。

ほんで5番。安部改革による系統機関の漁協問題。

先ほど自分、森下課長に、しもうた、農業のことも言うちよかないかざったいうて言うたがですけんど。農協がもう現実に、自民党が改革案を出してきて、ほんで自分、その次には漁協。系統機関、漁協にも出てくると思うんがです。

そういうことで、これはまあうちの行政と直接は関係のない問題かに見えますけんど、けんど現実に、いつつも言われるように一次産業の町やきね。その一次産業の中には、農協、漁協があるわけで。ほんでまあ、漁業がどうなるかは、まず農協が、今度自民党が出してきた取り組みで、それが一つのモデルになると思うんですが。

自分、農業のことは不勉強で分かりませんが、もし漁業、漁協にもそういう問題が出たときに、町としては、まあ町長は今どのようなお考えをしておいでるかお聞きします。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

明神議員の漁業対策のマル5、安倍改革による系統機関の漁協問題についてお答えします。

農協の改革ポイントとしては、自分が知ってることでは、JAの全中が集める負担金について、80億ですが。これと経営指導間の廃止とか、JAの株式化とかということが、改革ポイントとしていわれております。

政府は、農協組織の系統団体に対する改革に着手しましたが、漁協組織に対してはまだ何も動きはありませんが、いずれは漁協組織にも何らかの改革が求められるのではないかと考えています。そんな中、全漁連が2015年から2019年度の運動方針を策定しました。

水産日本の復活に向けてJFグループの挑戦というもので、JFの原点と社会的責務の確認、すなわちJFは漁業者による組織であり、漁場や水産資源の維持、管理、営漁指導事業を含め各種事業を通じた組合員への直接の奉仕を目的とし、JFは事業体であり運動体、JFの運営者は漁業者自身、運動方針の内容は、事業方針を通じた地域の貢献、社規的貢献の視点から、地域に根差したJFを確立するというものです。

運動方針の3つの柱として、浜の活力再生、組織・事業基盤の確立と人づくり、JFの役割発揮となっております。高知県漁協も現在、県内を6つのブロックに分けて、浜の活力再生プランの作成に取り組んでおります。黒潮町も、幡東ブロックの地域水産業再生委員会のメンバーとして参加をしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

この問題はね、まだ見えてきちようわけやない問題で、ほんで先に自分も質問させていただいたように、農協の形が出てくる。農協の場合は、言うたら総合商社みたいいろいろな事情があるもので、あるきに問題になってきたかどうか、そんなことは分かりませんけど。

漁協の場合は、もう販売手数料とそれから油だけやきに、場合によったら非常に厳しいなってくるというか、じゃないろうかいうように自分思うもので、まあ町としてどういうお考えかいうことを質問させていただきました。分かりました。

次に、3番目の危機管理の問題に移ります。

未曾有といわれたこないだの雨でね、広島で亡くなった皆さん、ほんまに気の毒なというか。

ほんで、よくいわれる危機管理。みんながこの言葉をよう使いますけど。けど、うちの町にしても、ある面では危機管理いうたら地震津波が頭の8割ばあに、自分にはありました。けどこないだの、うちの、広島の前のねうちの雨で、うちは伊與喜の方が冠水したとか。

それで、これは皆さんもご存じだと思いますけど、時により、過ぐれば民の嘆きなり、八大竜王雨やめたまへ。これ、鎌倉幕府の3代将軍の実朝さん。さん付けすら失礼か分かりませんが、の短歌にある。自分ね、今の偉い人らによ、実朝さんみたいに神さんに拝むというような気持ちあるろうというように、自分思うがです。

ほんで、その元が結局、一般論でいわれる温暖化問題。もう月並みな言葉ですけどね。この温暖化の対策として、まあこれはいろいろ皆さん、専門家もはじめ言っておりますが。自分、うちの町としてよね、最終的にはこれ日本の問題としたら、日本の国民みんなが、一人一人が考えないかん問題やと思うもので。

ほんで町として、この温暖化の対策。先にも聞いてもろうたように温暖化対策いうても月並みな言葉で、もうそんなことは分かっちゃらぐらいのものになってきちよりますけど、どういう取り組み、町としてするか。それから、その災害が起きたときの取り組み。

まず1点として、この点についてお聞き致します。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（金子富太君）

明神議員の3、危機管理についてのカッコ1、マル1、温暖化対策とその災害に対する取り組みに、通告書に基づきお答えします。

8月に広島市の土砂災害を引き起こした局地的な豪雨など、先月の各地での猛烈な雨は、地球温暖化による気温の上昇で日本付近の大气に含まれる水蒸気の量が増加していることも豪雨の要因の一つだとする見解が示されております。

この地球温暖化は、人間の活動による温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が高いとされております。世界では、1992年、大气中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする、国連気候変動枠組条約が採択され、世界は地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意しました。この条約に基づき、国連気候変動枠組条約締結国会議が1995年から毎年開催されております。

1997年に京都で開催された国連気候変動枠組条約締結国会議で、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの一種である二酸化炭素、メタン等の削減率を1990年を基準として各国別に定め、共同で約束期間内に目標値を達成することを定めた京都議定書が採択され、2005年に発行しました。わが国では、平成10年10月に地球温暖化対策の推進に関する法律を制定し、温室効果ガスの削減にさまざまな取り組みを進めているところです。

身近な例としましては、地球温暖化防止のための国民運動として、クール・ビズによる冷房時の室温28度設定、ウォーム・ビズによる暖房機の20度設定による温室効果ガスの削減に取り組んでいるところです。

黒潮町では、平成25年11月に第2次陣黒潮町地球温暖化対策実行計画を策定し、黒潮町の事務事業の温室効果ガスの削減目標を定めて取り組んでいるところです。

具体的には、町有地への散策による太陽光発電の実施、公用車更新時の低燃費車、ハイブリッドカー、電気自動車への買い替え、庁舎冷暖房時の温度設定、庁舎のグリーンカーテンなどを実施しているところです。

温暖化対策は地球規模で行動しないといけないものです。町としてできることは微々たるものですが、世界各地でのさまざまな行動の積み上げが大きなものとなりますので、これからもできるところから温暖化対策に取り組んでまいります。また、住民の皆さまや企業の皆さまにおかれましても、できるところから取り組んでいただければと思います。

次に、地球温暖化による災害に対する取り組みですが。地球温暖化による災害としましては、この地域では集中豪雨や強い台風などが考えられます。この風水害への対応としましては、住民の皆さまには、状況により自主避難や町からの避難勧告、避難指示により、安全確保をしていただくことになります。

町の風水害への対応は、黒潮町地域防災計画一般対策編で定めており、災害の発生が予測されたとき、または災害が発生したときにおいて、迅速な初動活動体制の確立や効率的な災害応急対策、復旧活動の推進が図られるよう、平時から防災活動体制の整備充実に努めることとしております。

職員の配備体制は、準備体制として、高知地方気象台より黒潮町に大雨警報または洪水警報が発令されたとき、町水防計画における第1水防配置体制を取ったときに、配備動員基準の職員が参集し対応することから始まり、状況の変化に合わせて警戒配備体制、非常配備体制、非常、職員が全員参集する非常配備体制、嚴重の4段階で災害に対応することとしています。また、災害の状況に応じて消防団の出動や区長への依頼、関係機関との提携により対応をすることとしております。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

この温暖化への対策、先にも自分聞いていただいたようにね、もう皆さんが日々の生活の中でもいろいろな取り組みはしよと思うがです。

そういう中で、まあ結局温暖化が、まあこれ話によると、過去の歴史の中では、今以上に気温が高いときもあったとかいう、その当時の現実の問題もあって、果たして今の問題が温暖化によるもんかどうか。そうやないいう人もおるわけですね、中には、ただ一般論としては、やっぱり温暖化が元で、まあ自分ら関係しちゃうがやったらここへも書かしてもろうちょうように、海が酸性化しよとかいうことらもあって。いろいろな問題が温暖化にあるから、それをなんとか止めないかと。

ほんで、まあこれは3番の問題とも関係していきますけど。自分前にも、結局、二酸化炭素を発生、車の問題から始まって、電気が要るきに、原発が止まっちゃうき石油とかガスでとかいう問題があつて。ほんで今、エコのエネルギーという問題がね出てきて。ほんで、まあうちの町も、国営農地へソーラーの発電の施設をやりよるわけですね。自分、前に1回、町がそのソーラーを、単純に言うたら、町のお金でみんなの家にソーラーを付けたらどうぜよと。それで償却、まあ大体10年かね、10年ぐらいたら償却。それで払い下げしたら、ほいたら年のいた人らも小遣い稼ぎに。まあ今のような売電の科学があるがやったら、というような提案したこともあったがですけど、町はそんなことはできんと。そういう事業はできんという話やった。

けん自分ね、あのとき言ったか言わざったかどうか、第三セクター方式のように一つの組織をつくってやったらできるがやないかという質問をしたような気もするがですけど。そういうような取り組み、やっぱ今バイオマスなんかも出ておりますけど。町として町長、そういうような取り組み。それから今自分が提案し

たような形は、第三セクター等の組織をつくってやるというような考えはありませんかね。その対策として。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

今の三セクでということではなくて、新たに三セクをということで。

（明神議員から何事か発言あり）

失礼しました。

新たに三セクを設立してですね、民家の、例えば屋根とかをお借りして太陽光のパネルを乗せていくといったようなことは、前回ご質問いただいてからも実際に検討した経過はございません。

よって、現在そういった三セクを立ち上げるとか、太陽光パネルの設置をするという計画を持ち合わせてい
ございません。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

申し訳ないですけど、はっきり分かりませんでしたけど。検討した経過はあって。

（町長から何事か発言あり）

ソーラーのあれであってよね、検討。ないがな。

ほいたら、検討する考えはないですか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

公邸の買取価格をやったときに検討はしたんですけど、した結果がですね、あの例の三者での株式会社立ち上げての発電事業ということになってございまして。それ以降、個別の、規模の小さい太陽光発電についての検討をした経過はございません。

それからまた、今、割と買取価格は高いもんで、個人で乗せられている方が増えてきたと思うんですけども、これから価格の変動等々、あるいは個人での個人資産の支出によってそういった設置をされていく方の動向とかを見極めながらということになるかと思えます。

全体的なトレンドで言いますと、これからはずっと買取価格は下がってくると想定しておりますので、今後のタイミングで新たにそういう制度を設けるとするのは、ちょっと難しいのではないかと考えてございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

はい、分かりました。ねえ、難しい問題や。

今自分はね、船の方でそれを検討して。もう現実に富山湾ではソーラーで走るよう船もあってね、何とか利用できんかいう検討しよるがですけれど。それはそれとして、1 番目は分かりました。

2 番目。2 番目の黒潮町の、こういうあれがあるかどうか自分、言葉だけ、文字だけ並べちゃうんですが。黒潮町の避難命令が発令の基準と、それからこの場合に、うちの佐賀。佐賀はどこへ避難するがやろうかと思
いよるがですけれど。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは、明神議員の危機管理についての2番目のご質問、黒潮町の避難命令発令基準についてお答えしたいと思います。

黒潮町における避難準備情報の提供、避難勧告および避難指示の発令は、基本的には黒潮町地域防災計画に基づき実施しております。その中で示されている判断基準につきましては、黒潮町避難勧告等の判断伝達マニュアルというものがございまして、それを参考にしておりますが、自然現象を対象とするため関係機関の情報を集めるとともに可能な限り現地の情報を確認しながら、災害対策本部において総合的な判断をしているのが実情でございます。

ただし、平成25年の災害対策基本法の改正、昨年の改正でございますけれど。それまでは災害対策基本法中の災害の定義として、がけ崩れ、いわゆる急傾斜に対する崩壊。がけ崩れ、そして土石流、それから地滑りが、定義として含まれてございませんでした。そのこともあって、黒潮町避難勧告等の判断伝達マニュアルにつきましては、平成26年度の4月に内閣府が公表しました避難勧告等の判断伝達マニュアル作成ガイドラインを参考に、今年度内に見直しをしていきたいと思っております。

それから、ご質問にございました、佐賀地域の方がこちらに避難すればよいかというご質問でございますが。これは津波とかではなくて、風水害のことでよろしいでしょうか。

現在、今年ありました集中豪雨のとき、あるいは台風のときは、佐賀県学校を避難場所と指定して、そちらに職員を配置しておりました。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

こないだの広島の高雨ね、まああこだけやないですけど、あれからずっと北まで、北海道まで。そういう中で自分、佐賀地区でも、今言う豪雨の問題。まあ浜町と片町と本町ぐらい、それから横浜のあの道路から東側ういかね、それ以外は、この山崩れういか。ああいうような雨が降ったときのそういう考え方すると、まあここも、元大方町も、この地域以外はそういう危険性があるがやないかと思うがです。

そういう中で、浜町の場合、避難タワーが、まあこれ津波のがで計画されて、もう実行、実施の計画になっちよるわけですけど。自分ね、その山崩れの、中学校の上の山らもうんと水の出る山やもんで、今まで想定してなかったような雨が降ったときの、自分心配があるがです。そうなったときには、今度の津波のその避難タワー。それらが一つの避難場所になるがやないろうかというように思いましてね。ほいたら、なんぼ雨が降っても、あれが今の計画の20メートルというようなとこまであこが水に漬かるということはないと思うもんで、その最上階。それから、どういう構造なっちよるか自分分からんがですけど、2階とか3階とか。そういうところも、まあいうたら1次になりますけど避難できるスペースの構造のものにして。

それから地震の場合は、まあ30年のうちにいつ来るか分からんがですけど。この集中豪雨、今年あたりの状況からしたらよね、まだ9月ですきね、もう1回、2回来るかも分からんと。場合によったら、毎年いうことも考えないかん。そうなったときに、浜町部落の場合らは、この避難場所を計画予定はあるけれど、まあいうたら一日でも早うにやってもらいうようなことができんかどうか。まあ、計画は計画として進みよることは分かりますけど。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、明神議員の再質問にお答えしていきたいと思えます。

今計画をしておいて、今議会で予算を提案させていただいております避難タワーにつきましては、町としても津波だけではなくてですね、佐賀地域の風水害の避難場所としても使えると思っております。特に土砂災害ですね。土砂災害の警戒区域。実は、大和田地区、下分、町分が含まれておまして、今の状況で学校の方がですね、完璧な安全な場所というふうには、少し今後検討しなければならないというふうには思っております。

そういうことも踏まえますと、タワーの方はそういう土砂災害ですね、そういうものに対して、あるいは洪水の対策としても避難場所として有効な場合もございますので、今後のその避難場所の見直しの中でしっかりと、地域の方も含めて検討していきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

明神君。

あと2分です。時間内でお願いします。

10番（明神照男君）

ほいたら、2番は分かりました。もう1つ聞きたいことがあったけど、また次にしますこれ。

ほいたら3番の、人災とも言える、最大の環境破壊の原発再稼働の問題ですが。

自分ね、この前、6月から7月へかけて福島へも行ちよりました。いかにその原発の事故がいう問題。それで、これももういつも、何回も聞いたことで、もうええかなと思いつたがでしたけれど、その問題なんかを。

それから、自分らが反対反対言うてもね、やっぱり福島の話、それから自分、新潟の泉田知事の話も聞いた。もし事故が起きたときに、その泉田知事の話では、うちらの場合やったら町長が消防団の人らにも、その救助の話らをせないかなってくる。

そしたら、普通の救助と放射能による問題とはよ、命がかかわる問題やというような話を聞かされてね、こりゃまこと、なかなか大変な問題やよと思ったもので、再度、この伊方の再稼働について、まあ、もう町長のお考えは分かっちゃるとは思うがですけど。

どのようなお考えか、再度お聞き致します。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（金子富太君）

明神議員の質問、3、危機管理についてのカッコ1、マル3、人災とも言える最大の環境破壊の原発再稼働問題に、通告書に基づきお答え致します。

全国の原子力発電所は、現在稼働停止状態と認識しております。再稼働するには、原子力規制委員会の審査を受けて、新規制基準への適合を認められることが前提となります。9月10日には、九州電力の川内原発1、2号機の審査結果をまとめた審査書が正式決定され、初めて新規制基準に適合を認められました。

再稼働には、機器などの詳細設計にかんする工事計画や、原発運転時のルールなどを定めた保安規定に対する原子力規制委員会の認可が必要なほか、地元の同意も必要となります。

また伊方原発3号機については、原子力規制委員会において、新規制基準に適合するかどうかの審査が行われていると聞いております。

黒潮町としましては、これまでにも答弁しましたとおり、高知県地域防災計画の伊方発電所の事故を想定した原子力事故災害対策に沿った検討を行い、消防団の対応も含めた黒潮町地域防災計画を見直すこととしてお

りますので、その中で消防団等についても対応を考えていきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

まあね、自分らも原発の電気で良かったこともあるがやけんど。けんど現実にもう廃炉の問題が出てきて、こないだは福井県の西川知事さんが、廃炉したときの財政資本という問題が出てきて、また自分らも、直接やないけど間接的に税金が上がるというような問題も覚悟しなきゃ。それから命にかかわる問題やと思うもんで。まあ今の課長の説明、分かりました。

これで私の質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで明神照男君の一般質問を終わります。

この際、3時35分まで休憩します。

休 憩 15時 21分

再 開 15時 35分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、濱村博君。

14 番（濱村 博君）

まず先に、今回の私の通告書が、前後なしの殴り書きした質問事項のみの通告書でありまして、執行部の方には大変気をもましたことと思っております。この場をもって、おわび申し上げます。

南海トラフ大地震対策においては、町長はじめ職員一同一丸となって、一人の犠牲者も出さない、避難放棄者を出さないということで、一生懸命いろんな点に目配りしていただいております。

ここでもう1つ、ほかへ目を向けていただきたく、今回の質問をさせていただきます。

1の住民財産確保についてということで、1、住民財産の確保について、農業編となっております。その1、マル1、水利の確保についてということでご質問させていただきます。

これは前から、私もこの件は相当懸念しておりましたが、今年の5月ですか、東日本に3年目の復興具合を見ようということで、議員研修で行ってまいりました。そのときに宿泊した陸前高田でのことですが、そこでホテル前を散歩中に、農作業をしているお百姓さんとお話する機会がありました。

そのときにその人たちが、3年目、やっとその田を耕しているのじゃと。それも、作物ができるかどうか分からないけど、先祖代々続いてきたその田んぼを眺めながら、よその地区から米を買って食べるのにももう限界があると。そういう気持ちで、できるかできないか分からないけど、何とか構えをしているのだということで、15分、20分くらい話をしてくれました。ほんで、その人たちも一番困ったのが、その海岸線にあった関係から、農地が。全部、その津波で潮に漬かったと。ほんで、3年くらいはもう何にも作れなかったということで。ほんで今も、どうか分からないけど仕付けだけはしているのだということで話してくれました。

それで、この黒潮町を見てもですね、海岸沿いの田畑ほとんどが水没地区に入ると思います。そうすれば、皆さん、見られた方もあると思いますが、ほとんどが段差のない一枚田んぼのような状態ですね。それに大津波が来れば、一面池のような状態になり、なかなかそのたまった潮というものは抜けていかないような状態が来ると思うんです。ほんで、それを解消するためには、その陸前高田の方も言っていました、相当数の水を入れ、たたき抜き、入れ、たたき抜きということを相当せなあ、なかなかその塩分濃度が消えないようですね。

ほんでその人たちも、3年間何にも作れなかったと。それでその人たちも、その植え付けはする構えはしておくけど、何せ、先立つ水というものが自由にいかない。復興の進み具合が悪いために。それへ増して、その海岸線が相当の沈没をしたため、今度は満潮時には海水がせり上がってくるということで排水もままならないということで、ほんでさっきも言ったような、できるかできんか分からんけど、ずっと眺めるわけにもいかないから構えをしているのだということです。

ほんで、そういう話からをも踏まえても、この当町のその沿岸線の水田もおんじょうな状態が起こると思うんですよね。そのためにはどうしても、それを解消さす水が必要になってくるわけです。それで、大きな水量のある川のあるところはどうかなるかもしれませんが、一つ例を取って、出口、田野浦のような、大きな川もない。1回雨が降っても、鉄砲水というような形ですぐ出てしまう。そういうところではどうしても、その水の不足はもう軽減できないところがありまして。ほんで、ため池かそういうものに、危機のときには頼るようなことしか考え付かないので、こういう質問をさせてもらっております。

それで、執行部の方にはお願いですが。こういうことを踏まえ、一遍その見回り等を含め、そのため池等の建設等を行うというようなお考えはないのかどうかをお伺い致します。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

それでは通告書に基づきまして、濱村議員の水利の確保についてのご質問にお答え致します。

町内のため池につきましては、現在、町内全域で23のため池があります。また、田野浦、出口地区の大方南部花卉（かき）団地内の用水確保のため、ため池も検討している状況です。

ご質問の水利確保についてはそのような状況ですが、震災対策としても調査をして、大方西部地域の既存2ため池について、堤体の改修を農村災害対策整備事業により検討をしているところです。

議員の言われる、農地の復興について調べたところ、特に塩害については、東日本大震災で受けた沿岸部約2,000ヘクタールでは、10年以上の作付けができない可能性があるかとあります。議員は3年ぐらいとおっしゃってましたが、調べたところでは10年というようなことが書かれてありました。

またその復興策としては、除塩作業を実施するに当たり、土壌改良剤を施用して塩分を洗い流す、湛水（たんすい）除塩作業が有効ともあります。

それらを想定して、南海トラフ巨大地震後の農地復興のための用水確保とは思いますが、今のところは、既存のため池や調整池などがありますが、それらを有効に活用して対応していきたいと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

濱村君。

14番（濱村 博君）

大変、課長が明快な答弁をいただきました。次が進みにくくなりました。

もう私が次に言おうとしたことはほとんど先に言ってくれましたんで、ぜひともその方向で前向きな事業ができるよう、よろしくお願い致します。

1つに、どうしても間に合わないときはですね、大抵、国営なんかには沈砂池等があると思います。ほんで1年、ちょうどこの東日本大震災が起きた3年半前ですか、あの出口地区もものすごい渇水期に当たりまして、ひとつもその田んぼの仕付けができんと。水がないので。ほんで、取り急ぎ町の方にはお願いして、その沈砂池を整備してもらい、その水で補った例もあります。まあ、すぐ新しいものが造れないようでしたら、急きよそ

ういうものを利用してやる方法もあろうかと思えます。よろしくお願ひ致します。

それでは、マル2の、園芸ハウスの、ボイラーのと書いてありますが、これはボイラーの重油タンクの耐震補強ということに書き換えてください。

これは、県下でも9,500基ぐらいのものが据わっております。その中でも、水没地域の所では4,500近いものが据わっております。それが、調べてはないんですが、もう見た目にも分かるように、地元ですが、この町内にも相当数のボイラーが据わっております。それで、それがいざ転倒したり流出するようなことがありましたら、中に入ってるもんが油でありますんで、大変いろんな面から危険度が増してくると思えます。

それで、もういろんな事業等が出てると思いますが、これについても町の方は推進し、取り入れていくようなご計画はありませんか。

よろしくお願ひ致します。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

それでは浜村議員の2問目、園芸ハウス重油ボイラータンクの耐震補助事業についてのご質問についてお答え致します。

現在、黒潮町内には304基の農業用重油タンクが設置されており、その半数以上が浸水区域に位置しているなど、南海トラフ巨大地震に備えた農業用燃料タンクに係る防災対策は重要な課題となっています。

しかし、実際に対策を行うとなれば農家負担も必要となってくることから、今年7月、JA高知は管内の農家および関係機関を対象とした県主催の説明会が開催され、対策の必要性について、東日本大震災の事例も交えながら説明があったところです。その会に参加した幡多管内の農家27名のうち19名が黒潮町の農家であり、この課題に対する農家自身の関心の高さが伺われるところであります。

議員のご質問にもあったとおり、この対策に関しては県の補助事業が今年度より新たに設けられたところであり、燃料タンク対策事業として、園芸ハウスの加温用燃料タンクの削減や、流出防止装置付きタンクに置き換える取り組みに対して、補助金が交付されることとなっています。事業実施主体はJA等。補助率については、地震、津波でタンクが転倒しても重油が流れ出ない仕組みの流出防止装置付き燃料タンクの整備について、一基当たり県が50万円、市町村が経費の4分の1以上を負担することとなっています。

こうした対策について、関係機関が連携して地域全体としての課題に取り組むためにも、県からの指示として、今年度中にはJA、県、町が協議を行い、燃料タンク対策に係る年次計画の作成を行うこととなっており、現在、関係機関と連携しながら協議検討しているところです。

以上です。

議長（山本久夫君）

濱村君。

14番（濱村 博君）

この件もマル1同様、大変、課長の方からは楽しみなご答弁いただきました。

ぜひとも、これは津波が来る来んにかかわらず、今、あちこちで地震等が起こっております。その防止策のためにも、早くこのタンクの耐震化ということ。この問題には早く取り組んでいただきたいと思っております。

なかなか課長が答弁がええけん、少ない時間で早過ぎますね。後が出ません。

それから3の、農機具の保管庫の高台建設についてということで質問させていただきます。

これもですね、その東日本、陸前高田でお会いしたその農家さんからのお話でいただいたことなのですが。ここなんかも相当数の機械等を流され、大変、もう百姓も放棄せにゃあいかんというような状態の人が大分出てきたと伺っております。現在でも、圃場（ほじょう）整備され、田畑は頂いたけど、もう今さら何百万もするような銭を掛けてその農機具を構える、もう力がないということで、その陸前高田の辺りでも相当数の人が農業放棄をしたと聞いております。

それで、こっちの方でもちよこちよこ、その高い所に地があるがじゃが、安全のために上がったらええけどねというような声も聞かれます。けど、皆さんその思い切りのないということは、先立つものがその予算的なもので、町民の補助でもありゃあ何とかなるかもしれないけどね、というような声が多いわけです。

この件に関しては、どういうお考えをお持ちでしょうか。もう一度。

その前に言わないかんね。

これに、もし個人がですね、その高台行って建て替えたいようなときにですね、町の方で補助していただくようなお考えがあるのかないのか。

よろしく願い致します。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

それでは3点目の、農機具の保管庫の高台建設についてのご質問にお答え致します。

農機具の保管庫の高台建設については、議員の言われるように、事前に農機具倉庫を高台に設置して備えれば被害は少なく済み、また農業、農地の復興にもいち早く対応できるとは思います。

東日本大震災後の農業の早期復旧等を図るため、国も農機具等多大な補助金を交付して対応している状況を見ても伺えるところです。

しかし、農家で実施するにも、今のところは事前の対策のための補助事業は見つかりません。また、町としても、今は人命を守るための事業を優先して取り組んでいますので、対応についてはなかなか難しいところです。

以上です。

議長（山本久夫君）

濱村君。

14番（濱村 博君）

最後、一番締めくくりに、もっといい返事がいただけるかと思ったんですけど、ちょっと最後が難しいようですか。

まあ、できるだけですねこういうものを踏まえて、どこかでいろんな事業でもあれば探して、前向きな考えでいていただけることをお願いしておきます。

最後に、私が今回この質問取り上げさせていただいたのは、その5月に東日本へ3年目の復興を見ようというところで行ったときのことなのですが、そのバスのガイドさんの言うたことにもものすごいショックを受けたわけですね。

そしたら、そのガイドさんいわく、特にその仮設住宅におる方に多いんですけど、仕事もままならない、何かにすることがないということで、女性の方はその更年期障害はもとより、うつ病。それで男性は、アルコール依存症の方が増えていると。それは、大変ショックなことでした。それにこの前、ちょっとニュースですかね、ちらっと流れておりましたが、その上に輪をかけて、ちょっと自殺者まで出ているというようなことを、

この前報道されておりました。

ほんで、よく町長の言われる、震災前過疎も危惧（きぐ）されるところでありますが、震災後過疎が危惧（きぐ）されないよう、起こらないような、その東日本の悪い例にならわれないようなためにも、いろんな面へ目を配っていただきたいと思うんです。

そういう件に関しまして、町長、締め切りに町長のご意見ひとつ伺えればと思っております。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、お答えさせていただきます。

被災後のですね、避難所での生活については大変、東北、先進事例でもですね、大きな課題になっているのは承知を致しているところでございます。

幾つか、やらなければならないことがあると思っております。

東北の事例から学びますと、東北でもかなり先進的な取り組みもされまして。例えば、仮設住宅、あるいは復興住宅につきましても、これまでのような単なるプレハブの設置ということではなくて、さまざまな心的要因に配慮した設置であるとか、構造であるとか、こういったことも検討されているところでございまして、そちらの方も十分参考にさせていただかなければならないと思っております。

それからもう1つは、この震災後でございますけれども。これ、議員が大変ご心配いただいておりますように、やはりこの産業復興がなければこの町が存続できないという、危機的な意識を持っております。よって、被災後にですね、例えばご心配いただきましたような低地の田畑につきましては、恐らく塩害で、迅速に復旧ができて、直ちに作付けがということは、ちょっと現実的ではないと思っております。そちらの方の除塩作業を進めながら、そうでない所でいかに農業を営んでいくのか。こういったことも大変重要な視点でございまして。大方地域につきましては、ある一定、高台に農地が確保できていることから、これらの有効活用につきましても、これから詳細について詰めてまいりたいと思えます。

それからもう1つ、何よりもですね、被災後にこの町が存続できる。これは、単純に人口だとか過疎だとか、こういったことではなくて、避難所で皆さんの精神的苦痛ができるだけ軽減できるのは、とにかく周りで犠牲が出ないことだと思っております。よって、自分たちの掲げている目標、犠牲者ゼロ。これもしっかりと達成してまいります。

それからもう1つは、災害も地震津波だけではなくて、今年は本当に台風の襲来、あるいは集中豪雨が多うございまして、平時の風水害への対応。これに対する対応の仕方も、これも相当見直さなければならぬと実感した一年でございました。

特に、議員からたびたびご指導、あるいは情報提供をいただきながら、地元でも大変被害が出ました、この産業被害ですね。今般のあの台風被害では、特にビニールハウスの倒壊、損傷、損壊、そして全壊と、こういったことでございます。これらにつきましても事前に準備ができていなかったもので、大変議員にご心配とご指導をいただいたり、ご足労賜りましたけれども、何とか既存の事業を適用して、一日も早い復旧、ならびに経営者への負担軽減策が今回、やっと補正で挙げることができました。また、併せてご議論もいただければと思います。

いずれにしましても、さまざまご指導、ご指摘賜りましたことにつきましては今後真剣に検討してまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

濱村君。

14 番（濱村 博君）

時間も来ました。

最後に町長から、褒めていただきましたんで、いい日になりました。

ここで終わらせていただきます。

議長（山本久夫君）

これで濱村博君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了致しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16時 04分